

令和2年度

福島町議会

定例会 6 月会議会議録

令和2年6月22日 開会

令和2年6月22日 休会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

目 次

令和2年6月22日（月曜日）第1号

○議 事 日 程	1 頁
○会議に付した事件	1 頁
○出 席 議 員	2 頁
○欠 席 議 員	2 頁
○出 席 説 明 員	2 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	2 頁
○開会・開議宣告	3 頁
○町 長 あ い さ つ	3 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	5 頁
○日程第2 諸般の報告	5 頁
○日程第3 行 政 報 告	8 頁
1 令和元年度各会計決算状況について 〔各課所管事項について〕 (1) 企画課の所管事項について (2) 町民課の所管事項について (3) 建設課の所管事項について (4) 産業課の所管事項について 教育行政報告	10 頁
1 幼児教育、学校教育について (1) 小中学校の再開について 2 芸術文化・文化財について (1) 文化財について	
○日程第4 一般質問	11 頁
7 番 藤 山 大	11 頁
(1) 伝統文化を未来に残すための政策について	
8 番 小 鹿 昭 義	13 頁
(1) 福島町企業誘致条例について	
4 番 木 村 隆	17 頁
(1) 新型コロナウイルス感染症による教育への影響と対策について	
3 番 平 沼 昌 平	20 頁
(1) 新型コロナウイルス感染拡大を受けての当町の今後の取り組みにつ いて	
○日程第5 議案第10号 福島町手数料徴収条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	27 頁
○日程第6 議案第11号 第5次福島町総合計画の変更について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	28 頁
○日程第7 議案第12号 福島町過疎地域自立促進市町村計画の変更について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	34 頁
○日程第8 議案第13号 令和2年度福島町一般会計補正予算（第3号） (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	37 頁

○日程第9	議案第14号	丸山団地町営住宅（R 2 棟）建築主体工事請負契約の締結について （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	48頁
○日程第10	議案第15号	美山浄水場前処理施設整備工事請負契約の締結について （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	50頁
○日程第11	発委第1号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	51頁
○日程第12	発委第2号	教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・ 負担率1／2への復元、教職員の超勤・多忙化解消の実現に向け た意見書の提出について （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	52頁
○日程第13	発委第3号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める 意見書の提出について （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	53頁
○日程第14	発委第4号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の 提出について （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	54頁
○日程第15	発委第5号	新型コロナウイルス対策にかかる地方財政の充実・強化を求める 意見書の提出について （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	55頁
○休会	議決		57頁
○休会	宣告		57頁

提出案件及び議決結果表

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
1 0	福島町手数料徴収条例の一部改正について	6月22日	原案可決
1 1	第5次福島町総合計画の変更について	6月22日	原案可決
1 2	福島町過疎地域自立促進市町村計画の変更について	6月22日	原案可決
1 3	令和2年度福島町一般会計補正予算（第3号）	6月22日	原案可決
1 4	丸山団地町営住宅（R2棟）建築主体工事請負契約の締結について	6月22日	原案可決
1 5	美山浄水場前処理施設整備工事請負契約の締結について	6月22日	原案可決
発委 1	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について	6月22日	原案可決
発委 2	教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の超勤・多忙化解消の実現に向けた意見書の提出について	6月22日	原案可決
発委 3	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について	6月22日	原案可決
発委 4	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について	6月22日	原案可決
発委 5	新型コロナウイルス対策にかかる地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について	6月22日	原案可決

令和 2 年度

福島町議会定例会 6 月会議

令和 2 年 6 月 22 日（月曜日）第 1 号

◎議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	諸般の報告
日程第 3	行政報告
日程第 4	一般質問
日程第 5	議案第 10 号 福島町手数料徴収条例の一部改正について
日程第 6	議案第 11 号 第 5 次福島町総合計画の変更について
日程第 7	議案第 12 号 福島町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
日程第 8	議案第 13 号 令和 2 年度福島町一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 9	議案第 14 号 丸山団地町営住宅（R 2 棟）建築主体工事請負契約の締結について
日程第 10	議案第 15 号 美山浄水場前処理施設整備工事請負契約の提出について
日程第 11	発委第 1 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第 12	発委第 2 号 教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、教職員の超勤・多忙化解消の実現に向けた意見書の提出について
日程第 13	発委第 3 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第 14	発委第 4 号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について
日程第 15	発委第 5 号 新型コロナウイルス対策にかかる地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

◎会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	諸般の報告
日程第 3	行政報告
日程第 4	一般質問
日程第 5	議案第 10 号 福島町手数料徴収条例の一部改正について
日程第 6	議案第 11 号 第 5 次福島町総合計画の変更について
日程第 7	議案第 12 号 福島町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
日程第 8	議案第 13 号 令和 2 年度福島町一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 9	議案第 14 号 丸山団地町営住宅（R 2 棟）建築主体工事請負契約の締結について
日程第 10	議案第 15 号 美山浄水場前処理施設整備工事請負契約の提出について
日程第 11	発委第 1 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第 12	発委第 2 号 教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、教職員の超勤・多忙化解消の実現に向けた意見書の提出について
日程第 13	発委第 3 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

の提出について

日程第14 発委第4号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について

日程第15 発委第5号 新型コロナウイルス対策にかかる地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

◎出席議員（9名）

議長	10番	溝部幸基	副議長	9番	平野隆雄
	1番	花田勇		3番	平沼昌平
	4番	木村隆		5番	川村明雄
	6番	杉村志朗		7番	藤山大
	8番	小鹿昭義			

◎欠席議員（1名）

2番 佐藤孝男

◎出席説明員

町長	鳴海清春	副町長	工藤泰
総務課長	小鹿一彦	企画課長	住吉英之
産業課長	川合力哉	会計管理者	西田啓晃
町民課長兼吉岡支所長	福原貴之	福祉課長	鍋谷浩行
建設課長	紙谷一	認定こども園福島保育所園長	吉能佳織
福祉センター次長	(石岡大志)		
教育長	小野寺則之	事務局長兼給食センター所長	石岡大志
監査委員	本庄屋誠		

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	阿部憲一	議会事務局議事係長	福井理央
議会事務局主査	中島和俊		

(開会 9時59分)

◎開 会 ・ 開 議 宣 告

○議長（溝部幸基）

おはようございます。

令和2年度定例会6月会議の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

6月16日開催予定でした第71回北海道町村議会議長会定期総会は、コロナ感染症の影響により、書面開催となりました。

大会決議は、地方自治を取り巻く厳しい現況を踏まえ、「住民の手が届く自治の確立を目指し、われわれ地方議会人は、今後とも地域住民の代表たる自覚をより一層深め、清新で活発な議会活動に努めるとともに、住民の負託に応え、次の課題解決に向け、総力を結集する。」として、1つ、町村議会の活性化と議会の権限の拡充、2つ、地方創生と地方分権改革の推進、3つ、地方財政基盤の確立等、16項目の一般決議と、新型コロナウイルス感染症が、日本をはじめ世界各国で急速な勢いで拡大し、本道においても過ってない厳しい状況が続いており、住民の不安や負担がますます増大している状況を踏まえ、感染症の早期終息を目指し、特別決議6項目を採択しております。

6月12日、国会で「公職選挙法の一部改正」が成立しました。

町村長、町村議員選挙を対象外としていた、選挙用ポスター、選挙街宣車等の経費を公費負担とし、町村議選でも供託金制度を導入する内容です。

「人口が少ない」、「選挙活動の区域が狭い」と長きにわたって差別化され続けておりましたが、全国町村会・全国町村議長会が中心となり要望活動を展開してきた成果がようやく実現しました。

6ヵ月後までに関係条例等の整備をすることとなりますが、議会としても、「選挙公報」を含めた検討が必要であると思っております。

議員のなり手不足解消の課題となっております「議員年金の実現」、「兼職規定の緩和」等についても引き続き取り組んでいかなければなりません。

早稲田大学マニフェスト研究所による「議会改革度調査2019」において、「情報共有部門」で全国1位、「住民参画」・「議会機能強化」を含めた総合8位の評価を福島町議会がいただきました。

福島町議会が長きにわたって取り組み積み重ねてきた「開かれた議会」・「議会改革」の方向性と成果が大きく評価されたものと思っております。議会活動の重要な視点として、「わかりやすく町民が参画する議会」・「しっかりと討議する議会」・「町民が実感できる政策を提言する議会」を位置付けてまいりましたが、今後さらに協働の姿勢を意識しつつ、行政と対峙し、より住民の側に立った批判・牽制・監視・評価の姿勢で活動することが、議会・議員の役割としっかり認識すべきことを改めて確信することができました。

全国知事会は感染拡大が社会経済に与える影響の大きさを踏まえ、「人口の地方分散」を提言し、東京一極集中の弱点が明確にさらけ出され、長期的課題として避けて通れないと指摘しております。地方との「関係人口」の創出・拡大を目指した地方創生「基本方針2019」をベースとした「第2期総合戦略」についても想定から見直さざるを得ない状況が続いております。

福島町としても、しっかり情報収集し、対処しなければならない課題であると思慮いたします。

出席者各位には、本6月会議の議事運営にご協力をいただきますようお願い申し上げ、活発な討議が展開されますことを期待して開会の挨拶といたします。

ただいまから、令和2年度福島町議会定例会6月会議を開会いたします。

◎町 長 あ い さ つ

○議長（溝部幸基）

日程に入る前に、申し出がありますので、町長の挨拶を行います。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

改めまして、おはようございます。

定例会 6 月会議の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、定例会 6 月会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

まず、ただいま議長の挨拶にもありましたとおり、この度、早稲田大学マニフェスト研究所による議会改革度調査 2019 の分野別ランキングにおいて、情報共有分野において、福島町議会の取り組みが全国 1 位に輝き、まずもってお祝い申し上げたいと思っています。これまでの開かれた議会づくりが高く評価された結果だと考えており、二元代表制の一翼を担う行政としても、切磋琢磨できるよう緊張感を持って頑張っている所存でありますので、よろしく願いをいたしたいと思っています。

さて、5 月 25 日に国の新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が解除され、少しずつ日常生活を取り戻す作業が始まり、また、先週から全国的な移動が可能となり、新たな生活スタイルに向けた準備が進められてございます。

政府は、第 1 次補正予算に加え、第 2 次補正予算において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として 2 兆円を追加し、予算総額 3 兆円としてございます。

町では、現在、交付金事業などの積み上げ作業を行っており、まとまり次第、議会へ報告してまいりたいと考えてございますので、予めご理解をお願いするものでございます。

次に、前浜の状況でございますけれども、春先のヤリイカやホッケが何年振りかで少し回復の兆しを見せてございます。しかし、先週から集荷作業が始まっております養殖昆布につきましては、この冬の降雪量の少なさや海水温の上昇など様々な自然環境の変化を受け、実入りが良くない状況と伺ってございます。集荷作業が 8 月頃まで続きますけれども、今後の生育の回復に期待しているところでもあります。

また、ウニにおいても、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生産額が 3 割ほど減少するなど、基幹産業においても新型コロナウイルスの影響が出ている状況にあり、新たな支援策を産業全体に広げるなど、早めの対策を講じてまいりたいと考えているところでもあります。

続いて、町の令和元年度の決算の状況がまとまりましたので、概要は行政報告で述べさせていただきますが、各会計において、概ね計画どおり推移してございます。改めて、町民及び議員各位並びに職員の皆様に感謝とお礼を申し上げたいと思っています。

それでは、本日の案件についてですが、条例の一部改正が 1 件、計画変更が 2 件、並びに一般会計の補正予算となっております。

条例の一部改正につきましては、福島町手数料徴収条例の一部改正となっております。これにつきましては、令和元年 5 月に公布された情報通信技術の活用における行政手続等の法律の一部が令和 2 年 5 月に施行されたことを受けて、福島町手数料徴収条例の一部を改正するものであります。

2 点目は、第 5 次福島町総合計画の変更についてとなっております。この度の新型コロナウイルス感染症対策事業等が追加等されたことなどによる変更となっております。

3 点目は、福島町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、例年行っておりますローリング作業及び総合計画並びに予算編成に伴う過疎債の新規追加等による計画の変更となっております。

次に、一般会計の補正予算についてですが、補正の主なものとして、まず国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業に係る追加補正となっております。また、新型コロナウイルス感染症による国や道の緊急事態宣言の影響を受け、飲食店をはじめ旅館などにおいて大きな影響が出てございます。地域経済全体の景気を下支えする必要がある、公共事業の前倒しをすることで経済の循環を促すため、月崎 2 号線などの道路改修事業の追加に伴う補正予算となっております。

以上、この度は計 4 件の議案をお願いするものであります。

さらに、追加議案といたしまして、6 月 17 日に入札が執行されました丸山団地町営住宅建築主体工事並びに美山浄水場前処理施設整備工事に係る請負契約の締結に関する議案の 2 件となっております。

なお、議案につきましては、担当課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ議決くださるよう、よろしく願いを申し上げます。

以上を持ちまして、簡単ではありますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長の挨拶を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

1 番花田勇議員、3 番平沼昌平議員を指名いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第2 諸般の報告を行います。

はじめに、議会運営委員会の報告を行います。

3 番平沼昌平議会運営委員長。

○3 番（平沼昌平）

令和2年度定例会6月会議の開会に際し、去る6月11日に開会いたしました議会運営委員会の協議結果について、報告いたします。

まず、議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、審議日数については、本日から6月23日までの2日間といたしました。

議員の皆様には議事運営に特段のご協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

議会運営委員会の報告を終わります。

本定例会6月会議の議事は、ただいま平沼昌平議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。

また、諸般の報告も既に印刷のうえ、皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

次に、常任委員会の所管事務調査結果について、報告を行います。

最初に、5 番川村明雄総務教育常任委員長。

○5 番（川村明雄）

総務教育常任委員会の報告であります。諸般の報告の9ページをお開きください。

6月16日、2件の所管事務調査を実施いたしました。

それでは、10ページをお願いいたします。

説明は、主な内容の説明としますので、予めご了解くださるようお願いいたします。

調査事件1、デマンドバス利用料等の見直しについて。

デマンドバスの利用料金見直しについては、昨年5月20日に所管事務調査を実施し、町に利用料金値下げについて、意見書を提出しております。

これらを受けて、町は、昨年度2回にわたり「地域公共交通確保維持改善協議会」を開催し、「利用料金の見直し」を議題に協議したとのことであります。今般、町より提出された資料に基づき、内容を調査しました。

2の料金値下げ検討に係る関係資料についてであります。今回の説明は、往復割引導入（案）に係る提案でありましたが、その内容を検証する往復割引（案）の算定根拠、町助成金算定に至る、平成30年度の運行状況、事業収支実績資料等が添付されておらず、口頭のみ断片的説明で十分理解される内容ではなかったと。

料金値下げが民間事業者に及ぼす影響、事業効果等を慎重に検討するためには、関係資料の提出は必要不可欠であり、今後の調査等に当たっては、積算根拠と関係資料の提出を強く求めるものであります。

3の総括的意見について。

往復割引導入（案）に関する当委員会の意見は、次のとおり両論併記とします。

（1）反対意見。

当委員会意見の趣旨を配慮した折衷案とはいえ、1回目の割引がなければ利用者の「料金が低い」とい

うイメージは払拭されない。協議会で再検討すべきであると思います。

(2) の賛成意見では、町の考え方は理解する。この案で、申請を行い新たな事業年度に対応されたい。

なお、(1) の意見につきましては、今回の所管事務調査の日程と協議会の書面協議日程が記載のとおり
の結果となったことから、今後の所管事務調査にあっては、従来どおり、町等の事務事業の作業日程を
踏まえ、慎重に日程調整をするよう求めた内容であります。十分留意いただきたいと思います。

次に、11 ページでございます。

調査事件2、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業について。

新型コロナウイルス感染症対策にかかる町の対応は、定例会4月会議・5月会議の予算補正により、飲
食店応援商品券の発行補助・全町民への商品券配布、また、経営持続化助成金など町独自の対策をいち早
く進めてまいりました。

交付金の対象事業となっている総務教育常任委員会所管の事業等の内容について、調査いたしました。

1のインターネット環境がない家庭へのモバイルルーター貸与方法等について。

モバイルルーターの貸与については、今後、学校が臨時休業した場合に、インターネット環境がない家
庭への遠隔授業のためのツールとのことであります。Wi-Fi環境を自費で整備した家庭や、自費でモ
バイルルーターを購入・契約した家庭との問題、通常のタブレット利用は学習支援ソフトによる復習・予
習や教諭が作成した資料の活用が中心であり、インターネット環境は不要な点などを考慮のうえ、今年度
の交付金事業としての活用と次年度以降の活用方法、貸与方法を十分検討されたい。

2の光回線網の未整備箇所の整備検討についてであります。

現在、町内の光回線整備状況は96.3パーセントで、残り3.7パーセントが未整備との説明であり
ました。

今回のモバイルルーター議論についても、根幹をなす基盤整備の問題であり、今後の防災対応としても
有効活用できることから、町内100パーセントの整備を検討していただきたい。

3の町民の士気向上策について。

半年にわたる新型コロナウイルス感染症に対する町民の戦いは、今も続いており、産業をはじめとする経済界の
閉塞感、臨時休校・夏祭り等中止による町民ストレスの高まりの中、町内活力はかなり低下していると思
慮するものであります。

今後、町においても、第3弾・第4弾の経済対策等を検討・実施すると期待されているが、町民の沈ん
だ気持ちを楽しく変えることができるよう、夏の一夜、出稼ぎ者の慰労と帰省者の歓迎の意味等も込めて、
「花火打ち上げ」の期待の声が寄せられております。三密を防ぐ対策をしながら、町民の心のケア、町民
士気向上策として検討していただきたいものであります。

以上で、調査事件1及び調査事件2の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、7番藤山大経済福祉常任委員会副委員長。

○7番（藤山大）

経済福祉常任委員会の報告について。諸般の報告の12ページをお開きください。

6月8日、記載のとおり3件の所管事務調査を実施しました。

それでは、14ページをお願いします。

説明は、主な内容の説明としますので、予めご了承ください。

調査事件2、アワビ陸上養殖の進捗状況と今後の見込みについて。

水産業の新たな可能性と企業化を目指した「蝦夷アワビブランド化事業」は、平成29年度整備の「陸
上養殖施設」を拠点に進めていますが、事業開始直後の取水不具合による養殖稚貝の大量へい死により、
当初目標の令和元年度企業化の予定がずれ込んでいます。

町より提出された関係資料に基づき内容を調査しました。

1、飲食店等の販売サイズ大型化の要望対応について。

養殖アワビの販売サイズは55ミリを基本としていますが、飲食店等消費者からの大型アワビの需要に
柔軟に対応できるよう、試験養殖として養殖している70ミリ超サイズの販売実施に向けた方策を検討し
ていただきたい。

2、冷凍アワビの販売について。

一般的には生販売より冷凍販売の方が安く単価設定されるが、資料では割高な単価設定になっている。瞬間冷凍などが冷凍販売の割高の要因とのことですが、具体的な積算根拠を明確に示されていないので、利益を含む卸売価格設定の再検討を強く望みます。

4、国の第2次補正対応に連動した養殖アワビの利活用について。

国の第2次補正予算に対応する今後の町の経済対策において、養殖アワビを最大限に活用する方策を積極的に検討していただきたい。

5、総括意見について。

提示された収支計画は、全てのアワビ個体が2年間で販売サイズに成長するとの前提に積算されていますが、試験効果から、1年半から販売が可能となっており、試験データによる綿密な積算を示し、今後に臨むことが重要であると思慮します。

収支計画の収入では、年間販売60,000個、うち活販売44,500個、箱入り冷凍販売15,500個とのことですが、具体的な販売経路や方法が明確にされておらず、ふるさと納税を含む販売戦略の検討を鋭意進めていただきたい。

次に、15ページをお願いいたします。

調査事件3、種苗生産等施設整備事業について。

現在、町内の種苗生産施設は、宮歌地区と吉岡地区に点在していますが、建設後の経年劣化等により維持管理費が相当嵩んでおります。

このため町は、漁業協同組合と協議の上、本年5月20日、種苗生産施設の集約を目的とした「種苗等施設整備基本構想策定業務」を発注したので、その内容について調査しました。

1、施設集約に係る町の基本的構想について。

業務発注の工期は1月31日までとのことですが、策定にあたって漁業協同組合とともに検証したアワビ中間育成施設などの現況や課題、維持管理費削減等の考え方を受託業者にしっかり伝え、地域の実情などを把握した中で策定作業を進められることを強く望みます。

3、施設の集約場所について。

種苗生産施設の最重要課題は、海水の取水と、これに係る経費の圧縮です。

三施設の集約場所については、海岸線に集約施設規模に対応できる町有地を有する場所が理想的であると思慮します。適地としては、豊浜のアワビ中間育成施設付近の改修、若しくは新設が有力候補との説明でしたが、「アワビ陸上養殖施設」に付随した遊休地についても、管理の共有化の可能性が期待できるので、トータル的に比較検討し判断されることを強く望みます。

4、今後の対応について。

種苗生産施設集約については理解しますが、基本構想後は、その内容を速やかに議会に提示し、内容の説明をお願いします。

次に、16ページをお開きください。

調査事件4、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業について。

新型コロナウイルス感染症対策に係る町の対応は、定例会4月会議と5月会議の予算補正により、飲食店応援商品券発行補助など、独自の対策をいち早く進めてきました。

交付金の対象事業となっている経済福祉常任委員会所管の事務等の内容について、調査しました。

2、農業者・漁業者への対応について。

農業や漁業関係者等、休業補償の対象にならなかった職業についても、コロナ感染症の影響を受け、農産物や漁獲物等の消費が進まず、生産活動に大きな支障をきたしています。国の第2次補正後に検討する町の独自対策においては、これら農・漁業者を含む全般的な経済対策の検討を強く望みます。

4、福島町に感染者が出た場合の対応について。

現状では、福島町は感染者が出ていませんが、福島町に感染者が出た場合、町内医療機関・福祉施設の様態把握、町のバックアップ、関係機関との連携など、時間を置かず対応しなければなりません。

このため感染者が出たと想定した、現在の町コロナ対策本部の体制検討、医師との連携、福祉施設との感染予防対策の確認、予防対策備蓄品の確保等を積極的に進め、業種を問わず町全体がコロナ感染対策に対する危機感と共通認識を持つことが肝要であり、緩みがちな意識の醸成を図ることを強く望みます。

5、総括的意見について。

町が策定した交付金対象事業の内容は理解しました。また、今後の国の第2次補正の内容を踏まえ、町独自のさらなる予防対策・経済支援対策を検討し、速やかに実施されることを強く望みます。

以上で、調査事件2から調査事件4までの報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、常任委員会の所管事務調査結果についての報告を終わります。

次に、渡島西部広域事務組合議会の報告を行います。

6番杉村志朗議員。

○6番（杉村志朗）

それでは、諸般の報告の6ページをお開きください。

5月27日開催の第2回渡島西部広域事務組合議会臨時会の報告をいたします。

説明は、主な内容としますので、ご理解ください。

1、臨時会の主な内容については、リサイクルプラザ施設内の機器交換経費等の予算補正と、5月13日入札の財産の取得2件、合わせて3件の議案審査と、専決処分1件の報告であります。

2、行政報告は、衛生センター関係の報告でございます。

リサイクルプラザ内の空気圧縮機が故障したため、これに対応する交換費用の予算補正と、現在のごみ処理作業の状況について、報告がありました。

3、審議した議案の内容について。

議案第1号は、一般会計補正予算（第1号）です。

行政報告にありました、リサイクルプラザの機器交換費用、また、4月1日付け人事異動に伴う人件費等の増減により、795万6千円を追加し、予算総額を15億4,397万8千円といたしました。

議案第2号は、知内消防署の消防指令車購入に係る財産の取得であります。

契約金額が762万4,269円、契約の相手は札幌市の北海道ドライケミカル株式会社であります。

議案第3号も財産の取得であります。木古内消防署の小型動力ポンプ付大型水槽車購入で、契約金額5,093万円、契約の相手は札幌市の株式会社二二商会であります。

報告第1号は、4月28日付の専決処分の報告であります。昨年12月31日発生の松前消防署救急自動車の交通事故についての和解及び損害賠償額が確定した旨の報告であります。

詳しい内容につきましては、議会事務局に議案関係資料を保管しておりますので、ご参照ください。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、諸般の報告を終わります。

なお、諸般の報告には、町長より提出された、福島町ふるさと応援基金の運用状況等の報告、議会基本条例第17条の規定に基づく議会行政評価、議員の自己評価・活動の目標が掲載され、既に町民に公表されておりますことを申し添えます。

◎行政報告

○議長（溝部幸基）

日程第3 申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

令和2年度福島町議会定例会6月会議の開催にあたり、定例会5月会議以降の行政報告を申し上げます。

1点目として、令和元年度各会計決算状況について。

令和元年度の各会計における決算状況がまとまりましたので、ご報告いたします。

一般会計では、8,985万9,446円の繰越しとなっております。

国民健康保険特別会計では、1,293万7,764円の繰越しとなり、介護保険特別会計では、保険事業勘定で1,559万3,635円の繰越し、サービス事業勘定では収支同額となりました。

後期高齢者医療特別会計では、5万6,112円の繰越しとなり、浄化槽整備特別会計は、収支同額となっております。

また、国民健康保険診療所特別会計では、474万3,470円の繰越しとなりました。
なお、水道事業会計においても、純利益が2,419万1,155円となっております。
続きまして、各課所管事項について、ご報告いたします。

(1)といたしまして、企画課の所管事項について。

令和元年度のふるさと納税については、約877万円の寄付額となり、目標としていた1,000万円は達成できませんでしたが、平成30年度と比較して約6.8倍の寄付となりました。

昨年7月より、ふるさと納税ポータルサイトを活用したことや、町内事業者の協力を得ながら返礼品の充実に取り組んだところ、多くの寄付者から選ばれ、特産品の「するめ」や「昆布」などが評価されたものと考えてございます。

令和2年度につきましては、4月から5月の2カ月間で約389万円の寄付額となっていることから、昨年度実績を上回るものと期待しているところであります。

今後も、より多くの方に応援していただけるよう、返礼品の内容充実に努め、特産品のPR・消費拡大に取り組むとともに、貴重な財源としてまちづくりに活用してまいります。

(2)として、町民課の所管事項について。

1点目が、特別定額給付金について。

5月8日から受付を開始した国の特別定額給付金給付事業は、郵送申請のほか、役場及び吉岡支所並びに各町内会館に臨時窓口を開設し、全庁体制により速やかに申請受付を行ったところです。

給付状況は、渡島管内でいち早く給付事業に着手したこともあり、第1回目の振り込みを5月20日までに終え、1,242世帯、2億5,110万円、給付率で60パーセントの世帯へ給付することができ、また、5月末までに3回、6月では10日までに2回の振込を終え、2,024世帯、3億8,580万円、給付率で97.8パーセントとなっております。

なお、給付の割合では、郵送58.3パーセント、窓口41.6パーセント、オンライン0.1パーセントであり、郵送申請の割合が高い状況となりました。

残る未申請世帯に対しては、改めて7月上旬に通知文書及び町広報により周知し、全世帯への給付に努めてまいります。

2点目として、子育て世帯への臨時特別給付金について。

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、児童手当を受給している世帯に対象児童1人につき1万円が給付される「子育て世帯への臨時特別給付金」につきましては、5月19日に公務員世帯を除く129世帯に案内を送付し、6月15日の振込となっております。

なお、公務員世帯につきましては、所属長の証明を得た申請書を審査の上、第1回目の振込を同じく6月15日としてございます。

3点目として、建設課の所管事項について。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う国の緊急事態宣言による影響で地域経済が厳しい状況となっております。

町では、このような状況を踏まえ、地域経済の循環を促すため緊急経済対策の一環として、総合計画に登載している事業のうち、町内会要望なども踏まえ道路改修事業を前倒しすることとし、町道日向団地6号線の一部整備工事と、町道月崎2号線の局部改良工事の2つの事業について本会議へ補正計上してございます。

4点目といたしまして、産業課の所管事項について。

1点目が、九重部屋夏合宿の中止について。

例年8月に実施しておりました「九重部屋夏合宿」につきまして、先般、九重親方から連絡があり、新型コロナウイルス感染症の影響などの理由で中止する旨の連絡をいただき、了承いたしました。

今後も引き続き、来年度の開催に向けて九重部屋と連携を深めてまいります。

2点目の岩部クルーズ及び両記念館の無料化について。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う国の緊急事態宣言を受け延期となっております「岩部クルーズ」の運航について、6月1日からの運航開始にあたり、自粛要請などにより町外からの乗船が多く望めないこと、併せて、町民の方々の自粛疲れの解消と地域資源の再発見を主たる目的に、「町民元気プロジェクト」を企画し、6月の1カ月間無料化することといたしました。

開始以来、大変な反響をいただき、6月1日から3日までの3日間で、6月の全運航が予約で満席となっております。

町では、ピンチをチャンスと捉え、引き続き、第2弾の有効的な対策を講じてまいりたいと考えてございます。

また、併せて、両記念館も無料とすることとしたところでございます。

町の主な主催事業並びに行事等につきましては、別に記載してございますので、参照していただきたいと思います。

以上で、町長部局の行政報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 10時40分）

（再開 10時41分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

ただいまの行政報告の中で、町民課の所管事項の特別定額給付金の説明にあたりまして、「なお、受けの割合」というところを「給付の割合」と申し述べましたので、議長の方で訂正をよろしく願いましたと思います。

○議長（溝部幸基）

そのように訂正をしておきます。

次に、教育行政報告を行います。

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

令和2年度福島町議会定例会6月会議の開催にあたり、定例会5月会議以降の教育行政報告を申し上げます。

1、幼児教育、学校教育について。

（1）小中学校の再開について。

新型コロナウイルス感染症に対応した緊急事態宣言に伴って、5月31日まで臨時休業しておりました小中学校は、感染予防に努めながら分散登校を段階的に行之、6月1日から本格的な学校教育活動を再開したところであります。

この間、児童生徒及び保護者の皆様には、大変ご不便をおかけしましたが、深いご理解ご協力を賜り心から感謝申し上げます。

なお、子ども達の「学びの保障」を確保するため、ICT教育を一層推進し、家庭学習の充実や学校休業の際のオンライン学習に向けた環境整備を図るための関連予算を本議会に補正計上しております。

2、芸術文化・文化財について。

（1）文化財について。

10月3日に札幌市の道新ホールにおいて、国の重要無形民俗文化財に指定された松前神楽の国指定記念公演を計画していたところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、松前神楽北海道連合保存会の関係者と協議しましたところ、令和3年10月2日に延期することで決定したところであります。

以上で、教育行政の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、行政報告を終わります。

◎一 般 質 問

○議長（溝部幸基）

日程第4 一般質問を行います。

一般質問は、4名の議員から提出されておりますので、通告順に従い進めてまいります。

最初に、7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

伝統文化を未来に残すための政策について、教育長に質問します。

四ヶ散米舞行列、奴行列、荒馬、七福神等の身近な地域を中心とした地域固有の個性豊かな伝統芸能や祭りなどの活動への参加、保存、活用の取り組み等の期待が高まってきている。

地域等に残る個性豊かな伝統文化は、次世代に継承していくべき共通の財産であり、自らの地域を見つめ直し、継承に向けた自主的な取り組みを進める必要がある。

伝統文化を支える町民や民間企業、教育関係者等と連携を図りながら、一体的・総合的保存及び未来に残す活用を進めることで、地域の魅力を創出できると考える。

時代の影響を受けて、変化・消滅する可能性がある伝統文化・お祭り等を継承・発展させるためには、その現状や歴史、経緯、特色等を十分把握し、伝承や普及に協力する伝承者や支援者の確保をしていく必要がある。指導者や演者の高齢化が進むなか、伝統文化を守り、後世に伝えていくためには、後継者の確保・育成が必要不可欠である。

演技指導者・後継者（未来を担う児童生徒等）の確保、後世に残す為の保存資料（DVD：観賞用と演技指導用）の状況について、教育長にお伺いします。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

藤山議員のご質問に、お答えします。

ふるさとの歴史ある伝統文化の中でも特に歴史上・芸術等の価値が高い文化財としまして、昭和27年に松前神楽、昭和43年に福島大神宮祭礼行列、白符荒馬踊りを町無形民俗文化財に指定しております。

この中でも松前神楽については、平成30年には国の重要無形民俗文化財に指定されたところであります。こうした文化財は、地域のお祭りや各イベント等で披露される中で、多くの人々に歴史文化の素晴らしさはもとより、感動と癒しを与えてくれます。

町では、国の重要無形民俗文化財又は町無形民俗文化財に指定されている3つの団体保存会に対し、保存・運営のために必要な費用の補助や定期的な公演開催などの支援を行っております。

演技指導者及び後継者の確保については、四ヶ散米行列、奴行列では、一時、途絶えていた時期もありましたが、平成6年以降は、高校生や若い町民の方などを中心とした演技の研修や諸道具の整備を行い、演技の公開が図られております。しかし、近年は、人口減少とともに祭礼行列、各町内会の山車等も含め、全体的に参加者が少なくなっているのが課題となっております。今後も演技者募集等を町広報でPRするなど、各保存会と連携を図りながら後継者の育成に努めてまいります。

また、四ヶ散米行列、奴行列等の映像資料につきましては、DVDやデジタルデータとして所有しており、町ホームページの動画ライブラリーで公開している他、高齢者学級や町民文化祭で観賞していただく機会を設けており、今後も継続的なPRを行うなど、保存会の活動支援に努めていきたいと考えております。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

少し歴史について、語りたいと思います。

四ヶ散米舞は松前神楽23座の1つで、4人の神職が弓や剣などを持って舞うものであり、江戸時代には松前藩の領民達が参加して行列を行っていた。明治時代に入って、福島大神宮において引き継がれ、明治には、それが継承されている。そして、神社第三代宮司常磐井氏によって伝えられた。この行列は、元々大人が参加するものであるが、伝承当初から現在まで小学校高学年の児童が参加している。昭和の時代、子どもが多かったため、周辺児童や男子のみが参加できる条件もあった。しかし、少子化が進み、現

在では女子の参加、学校統廃合による広範囲な地域の児童参加で辛うじて行列を維持しているという状況になっている。四ヶ散米舞は折加内、折加内周辺、今で言う塩釜地区に継承され、神社等に伝えられたと聞かされている。これが四ヶ散米舞です。

奴行列については、武家の供揃えに由来する民俗芸能の一種で、挟箱、立傘、台笠、毛槍などを所持する奴を行う独特の所作であると。これは全国で沖縄を除く全都道府県が参勤交代によって行かれていました。そして、北海道と対馬だけが年に一度だけの出兵という形になっています。資料では、隣り合った2つの挟箱が密着するような歩き方が描かれるなど、独特の歩き方をしている様子がうかがえる。元禄期のケンペルの日記には、参勤交代の大名行列の奴達が独特の歩き方をしていたと記載されている。福島の特徴の奴は、ホーという掛け声で町内をうねり歩き、家内安全を願っていた。福島では、弓と鉄砲も加わり、当時、貴重とされている鉄砲が奴行列にあるのが、とても貴重であり高価なものであると、とても珍しいものであるのが特徴だ。奴は、日向地区の永井氏に伝承され、後世に伝えられている。

荒馬については、今は廃校になった白符小学校の生徒のカリキュラムとして生徒に継承され、現在に伝えられている。

七福神に対しては、語り手の方が不在のため話は聞けませんでした。ここ数年、演技の場がなく、継承もそうですが、今後消滅していく可能性が極めて高いと思われます。

このようなことから、地域の伝統を残すためには、児童・生徒の学校のカリキュラムとして加えるべきと考えますが、いかがですか。

今年の祭礼行事は、新型コロナウイルスの影響で、やるのか、やらないのか、まだ未定ではありますが、来年度の披露の場として継承して、町民の笑顔と町の賑わいに貢献できたらと考えますが、いかがですか。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

今の藤山議員のご質問なんですけれども、小中学校でカリキュラムとして、この伝統文化をやらないのかというお話だったと思います。今、藤山議員おっしゃるように、今年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、授業の確保が大変課題になっていることから、この伝統文化の伝承活動については、非常に難しい面があるかと思っています。しかしながら、小学校3年生から福島町について学ぶ単元がございまして、そういう機会に是非、伝承活動を実際にされている方に学校とかに来てもらってお話を聞くということを、まず初めに検討していきたいという風に思っています。

それで、いきなり伝承というのは、学校とも協議していかなければならない部分でございまして、なかなか難しいとは思っているんですけれども、近年では平成29年に福島小学校、平成30年に福島中学校で、松前神楽について常磐井宮司からお話を聞いたと。そういう授業をやっているところでございまして、今、藤山議員おっしゃるように、四ヶ散米ですとか、奴ですとか、白符の荒馬ですとか、実際にやっていらっしゃる、伝承されている方に学校においていただいて、お話を聞く機会から始めてはどうかという風に考えております。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

昔は、白符の荒馬等は学校のカリキュラムとして入っていたんですよね。今、高齢化が進んで少子化、本当に子ども達も少なくなっている中で、今後この伝承というか、伝統文化ですね。本当に子ども達に伝えていかないと残らないものと私は考えてしまうんですよね。今、皆さん高齢になつていますので、その辺も十分考慮しながら、本当に子ども達に伝える授業として、カリキュラムの一部として加えていけたらなとお願いしたいと思います。

それと、保存用のDVDについては分かりました。演技指導用のDVDが作成されていませんが、その辺はどうなのかお伺いします。

伝統芸能に携わっている町長もそうですけど、議長、ここにいる管理職の方、議員さんにも何人かいると思うんですが、その辺が結構高齢になってきております。後世に残すために、このDVDは作成しておくべきものと私は考えるんですよね。

演技指導用のDVDがなぜ必要と考えるかという、私もここ数年携わって奴行列をやっているんです

が、年々変わっていつているのが現状なんですね。私、当時、奴行列に携わった時、うねって歩くような歩き方をして行けという指導をされました。でも、ここ最近では本当に簡略化というか、昔の踊りとは徐々に変化していつているんですよ。本当に演技を指導している方も高齢になっていますので、この機会にその人達にDVDを作成してもらうことが後世に残すために私は必要だと思うんですよ。このDVDが出来た暁には、演技指導してくれた方に表彰なり、功労賞的なものを与えて労ってもらえたらなと思うんです。見ていく資料としては分かるんですけど、演技指導用の物は本当に大事な物ですね。昔から伝わっているものを後世に残すための物。徐々に簡略化になっていくのは分かるんですけど、大事な物として、残す物としてDVDは必要だと思うんですが、その辺の考えをお伺いします。

○議長（溝部幸基）

石岡教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

演技の指導用のDVDなり映像ということでございますが、教育委員会としましては、特段、指導用と限定した物はなく、古い物で昭和30年代、新しい物で平成27年までの映像がございます。それで、物によって違いますけど、白符荒馬で10件、四ヶ散米舞、奴行列で14件、松前神楽で11件、松浦七福神で3件、合計38件ございます。この中でも奴、四ヶ散米の方は、福祉センター等の前で練習しているところのDVDというか、資料もございますので、昔から見れば微妙に練り歩き等も変わってきているかも知れませんが、各保存会の代表なり指導者の方と協議して、またこの後、演技指導用のDVDの必要があれば、教育委員会としてもバックアップをしていきたいなという風に考えております。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

私もこのDVDは見る分には良いと思うんですよ。でも、子ども達に教える分、これから習いたいという人に対しての演技のDVDはかなり必要だと思うんですよ。本当に今じゃなきゃ出来ないというわけじゃないですけど、やっぱり教える側も高齢になってきて、私が伝え聞いている中では、昔の人と変化しているのが現状ですね。私が教えてもらった段階では、昔の人のやり方とは、また違うと思うんですよ。よくあるのが、日向地区はやっぱり皆さん町民の方が見られていますので、その辺に行ったら、そこ違うよと言う人もいます。これは僕らにしてみたら、どこが違うのか、教えてもらったのはこれなのにと、いうのが現状であって、本当に見ている人は足の動きがこうだったとか色んな事があるので、その辺はやっぱり資料としては大事な物なので、もう一度検討されるようお願いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

確かに古い物で昭和30年代からの物もございますので、そういった部分の演技の方の動きも見ながら、保存会の方とご相談をさせていただきたいと思っています。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 11時00分）

（再開 11時11分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

質問事項、福島町企業誘致条例について、町長に質問します。

本年4月に条例制定された福島町チャレンジスピリット応援条例については、新たに起業する事業者や事業を継承する担い手に対して福島町に定着し雇用を創り、確保する意味合いから、町として後押し

していただけることで町内の対象者は心強いものと感じておりますが、利用状況はいかがでしょうか。

一方で、福島町企業誘致条例の第4条（助成の指定及び基準）にあつては、「町外事業者にあつては3,000万円以上の、町内事業者にあつては1,500万円以上の投下固定資産額の企業施設の新設若しくは増設、又は移転したもの」となっています。この際、応援条例と誘致条例の整合性を図り、条例を一つにして、理解しやすく更に、町内事業所や担い手ばかりでなく、町外事業所に対してもハードルを下げてみてはどうかと考えるが伺いたいです。

また、当町として雇用の促進と労働福祉の向上を目的に誘致活動を都度されていると考えるが、今後の活動姿勢について伺いたいです。既存の誘致企業の雇用状況（福利厚生・社会保険加入状況）等について、把握されているのか。更に、今後、どこまで協力体制を築いて長く町内に溶け込んでいただこうとしているのか伺いたいです。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

小鹿議員のご質問に、お答えいたします。

1点目の福島町チャレンジスピリット応援条例の利用状況についてですが、漁業者3名、内装業者1名の方から事前相談を受けており、現在のところ申請書の提出はありませんが、これらの方から申請があるものと思われます。

2点目の応援条例と企業誘致条例を一つにしてはいかがかとのことですが、チャレンジスピリット応援条例は、町内で新たに起業される方及び事業を継承する若者等の後継者が行う新たな事業への挑戦を応援する目的で制定されたものでございます。企業施設の新設や増設、備品などの購入に助成する内容となっております。一方、企業誘致条例につきましては、町内において企業施設の新設や増設等をする事業者、用地及び建物等の斡旋や奨励金の交付などの助成措置をすることにより、町外企業の誘致をすることで町内産業の振興を目的としているものであります。

このことから、それぞれの条例の目的、助成対象及び助成内容も異なるものでありますので、制度の性質などを鑑み統一した条例にする必要はないものと考えています。

なお、町外の事業者が町内に拠点を構えて事業活動を新たにする場合については、チャレンジスピリット応援条例の適用になりますので、当該条例が有効に活用できるよう周知に努めてまいります。

3点目の雇用の促進と労働福祉の向上についてですが、町の企業誘致活動については、条件となる投下資産額や、助成の内容が固定資産税額に対し段階的な奨励金の支援しかないこと及び、地勢的に不利な面もあることから、これまでは町の方針として積極的な誘致活動は行っていない現状にあります。

なお、福島町企業誘致条例が施行されてから、指定された事業者は、昭和58年から平成4年までに5社が登録され、令和2年現在、2社が操業を継続しております。

また、2社の従業員数は38名となっており、社会保険等の加入者数は34名となっております。今後も、地元企業雇用等促進条例等で事業継続に協力してまいります。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

この2つの条例は、町のホームページに載っているのでしょうか。

○議長（溝部幸基）

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

福島町に限らず、北海道の市町村の例規の部分については、検索していただくと例規が見れるような状況になっていますので、すぐに検索できるかと思います。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

この投下試算額、町外事業者で3,000万円以上とありますけれども、これは福島町に土地を買って新築して例えば4,000万円かかるとしたら、1,000万円は助成するということによろしいんでし

ようか。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 １１時１８分）

（再開 １１時１９分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

鳴海青春町長。

○町長（鳴海青春）

条例で謳われているのは、３，０００万円を限度額にして、それに対応する固定資産税。１年目で１００分の１００、２年目でありますと１００分の７５という形で、固定資産税自体は１００分の１．４パーセントですか。その税額に対して町として助成するという内容であります。

○議長（溝部幸基）

８番小鹿昭義議員。

○８番（小鹿昭義）

これには新設若しくは増設又は引っ越しについて３，０００万円以上と書いていますけれども、これは４，０００万円かかったら１，０００万円助成するということではないんですか。

○議長（溝部幸基）

鳴海青春町長。

○町長（鳴海青春）

条例をよく読んでいただければ分かると思うんですけど、そういう内容にはなっていません。先ほど言いましたとおり、町として３，０００万円を限度。だから、３，０００万円をいくら超えても増える金額にはなりませんので、３，０００万円をベースにかかる固定資産。先ほど言いましたとおり、固定資産税の率が１．４パーセントでありますので、不動産取得税であれば３パーセントでしょうけれども、その税金のかかった分について初年度であれば全額、２年目であれば７５パーセント。その分を町として助成するということになりますので、投下した金額云々ということにはならないということの理解をお願いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

８番小鹿昭義議員。

○８番（小鹿昭義）

それじゃあチャレンジスピリット条例でもって備品等は買うということによろしいんでしょうか。

○議長（溝部幸基）

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

企業誘致条例の方につきましても、固定資産税額ということになりますので、今度、備品ということになると、減価償却の申告をしていただければ、この中でも一緒に奨励金も。固定資産税というのは、土地、建物、あと償却資産、それらの合わせたものということになりますので、備品など大きい物で、例えばそういった物につきましては、この企業誘致条例の方の投下の部分でもオーケーだと思います。

○議長（溝部幸基）

８番小鹿昭義議員。

○８番（小鹿昭義）

それじゃあ、企業側は、要は企業誘致の申請書とチャレンジ条例の申請書、２枚書かなければならないということですか。

○議長（溝部幸基）

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

例えば町内に新たに進出してきた方が町内で法人を立ち上げて、チャレンジの応援条例を活用したいということになれば、チャレンジスピリット分の申請書を書いていただく形になりますけれども、それが今、この3,000万円以上になるのか、ならないのかというところが出てくるかなと思うんですね。チャレンジの部分につきましては、今のところ町内の若者とか、そういった方でございますので、まず3,000万円以上のというのはなかなかないのかなとは思いますが、今、小鹿議員言ったように、町外の大きいところということになると、チャレンジを活用するということもあるかもしれませんけれども、我々、そのチャレンジ応援条例を作った時には、そこまで大きいところのようなことは想定してございませんでしたので、企業誘致のこういう奨励金の活用ということもできますし、あと福島町の場合にあっては半島振興法の条件不利地域で、色々法人税の所得税の割増償却だとか、そういった適用を受けられる地域になってございますので、そういう法人の大きいところが進出してきた時につきましては、そういった制度を活用していただいて、事業の定着というか、安定を図っていただけるということになるかと思えます。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

今、福島町の人口がどんどん減っています。企業誘致をすることによって雇用が生まれ、若い人の町外への流出を防止、また、Uターンして福島町に帰ってくる人もいると思いますが、町長の考えをお聞きたいです。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

今、人口が4,000人を切って、大体3,900人という中で推移してございます。青函トンネル工事時代に13,000人を超える人口があった中で、小鹿議員おっしゃるとおり、企業誘致というのは1つの人口増加のツールにはなるんだと思ってございます。ただ、過去の我々の先輩も含めて、福島町の経緯から言いますと、当然、青函トンネル時代にそういった事をしなくても人口が増えた時代がありましたので、そういった中で少し他の町から比べると企業誘致に関しては備えが少なかったと言いますか、要するに魅力的なツールを町として用意してこなかったというのが現実ではないのかなと。そういった関係の中で、なかなか例えば私が企業に向かってPRしに行くにしても道具がないわけですね。例えば色んな奨励金を出すとか、そういうものがまったくない。工業団地の用地があるとか、そういうのがない状況の中で、今、PRの道具がないというのが現状であります。ただ、我々、養殖昆布の間引きを利用して、静岡の惣菜会社とお話をして、こちらの方に工場を建てていただいたというのが、やはり地場の資源を活用した中で町として協力できる。そして、企業の努力によってやる事に対して応援するという形で、私、就任してすぐ静岡の方に走って、なかなか話が出来ていなかった事を整理して、現地法人を立ち上げてもらったという経緯があります。

ただ、今後の考え方としては、これまで言ったように、現状の中では他の町に比べて優位性を持っている道具があるかと言えありませんので、今、私の考えとしては、これから多分2030年度、北海道新幹線が札幌まで延伸されます。そうすると、札幌・仙台・東京間が4時間の中に人口都市、札幌でいくともう政令都市でありますし、仙台もそうでございます。東京はもうビッグ都市でありますので、そういった中の動きが多分かなり身近に感じてくるんだと思っています。

あと、もう1つは、3.11の東日本の災害以来、やはり都市部に関しては災害の被災地になり得るんだということが今如実に語られ始めております。そういった中で、福島町は本当に災害の少ないというか、そういった特性もあるんだと私は思っておりますので、そういったことを売りにすることはできるのではないのかなと。それにしても、町としてしっかり企業誘致に向かっていくという備えをする必要があると思いますので、我々としては、先ほど言いました2030年の北海道新幹線を視野に入れながら、そういったものに備えるということが町民、まして町民の代表であります議会と行政が一緒になって、そういったことに向かっていくんだという体制。それには当然、相応の資金、色んな形での財政投下も必要になりますので、そういったことの理解が取れば、我々としてはしっかりと備えを持って、そういった活動を展開していくということはあるんだと思っております。ただ、今の段階では、なかなか他の町

に比べて、そういう状況ではありませんので、私が東京の方へ行っても、お会いすることはできますけれども、町としてどうぞ来てくださいという体制にはないということを少し理解していただきたいと思っています。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

企業が福島町に来て、やはりある程度、町のフォローが必要だと思うんですよね。私は、そう思っていますよ。町長は、その辺どういう風に思っていますか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

我々としては、企業が来てくれることについては決して拒否してございませんし、当然また、町の方に色んな形で相談にも来ます。実は、今、海藻の利用の関係で、アカモクなんかは議会の中でもお話をさせていただいていますけれども、熊本のカネリョウさんという所があります。そういった所に我々、函館の水産会社と一緒に連携しながら出向いて、是非、町の産物を使っていただきたいということのお話をして、できれば近々現地の方にも出向いて状況を説明していきたいと思っていますので、我々は今、できる限り町に興味を持っていっている企業については本当に親身になって、備えた中でできる事はしっかり対応していきたいと思っています。ただ、例えばよく他の所であれば工業団地があって用地の提供を無料にするとか、色んな形ができます。そしてまた、企業振興誘致条例の中で、例えば奨励金を何千万円も出すとか、そういったことが今できない状況にありますので、そういったところは少し他の町から比べれば若干見劣りする状況の中では、なかなか難しい。そしてまた、交通につきましても、まだまだやはり我々福島町、函館から1時間半ちょっとでありますけれども、東京、特に関東圏から見ると、実際ヤマザキさんの会長とも1年に2、3回お話をさせていただきますけれども、やはり遠い。首都圏から比べると、まだまだ我々はかなり距離感があるんだと思っていますので、そういった交通が先ほど言いましたとおり北海道新幹線、色んな形でこれからまだまだ身近になるし、また、今回の新型コロナの関係でテレワークとか色んな関係がまた注目されてきますので、別にその距離感がなくても、これから企業を呼び込めるといことも新たな展開としてあるんだと思っていますので、そういったことを含めて、今やれる事をしっかり仕掛けていきたい。そのように思っています。

○議長（溝部幸基）

次に、4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

一般質問を朗読させていただきます。

新型コロナウイルス感染症による教育への影響と対策について。

教育を受ける権利を保障していくため、学校等における感染拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要がある。

感染が心配なのはわかるが、感染予防対策にしばられすぎて、生徒が味気ない学校生活になることも、個人的には心配であります。

分散登校を毎日行い、学習指導動画を作成し、i p a dを生徒に貸し出したことは、大いに評価できる。

以下の点について、伺います。

1、文部科学省は5月15日「特例的に最終学年以外は複数年度の教育課程の編成を認める」との通知をした。ところが6月6日には、授業時間の20パーセント程度を補習や家庭学習で補うことが可能とする通知をした。感染状況にもよるが、特に中学校では来年度から新しい学習指導要領が始まる。英語の難化などを考えると、今年度内で終わらせる事が望ましいのではと考える。どういった方針で授業を進めていくのか伺います。

2点目、渡島管内でも分散登校が始まると同時に、学習の遅れを補うため夏休み、冬休みの短縮、土曜登校、行事の取りやめなど早々と発表した自治体もある。当町は6月9日時点で保護者への連絡はされていない。夏休み短縮などの必要性はあるか伺います。

3点目、学校祭、学習発表会、修学旅行、宿泊研修は実施するのか。また、今年度から福島商業高校の

修学旅行は、町も助成金を支出し海外となっている。現地の状況、入国制限、行動制限、帰国の際の免疫体制などの強化に伴い、通常とは異なる対応を迫られる場合も十分想定される。きちんとした情報収集を行っているのかお伺いします。

4点目、部活動については、中体連が中止となり、多くの3年生が部活の目標を失ってしまった。それぞれの部活で今後3年生の出場できる大会があるのかお伺いします。

5点目、福島学ジュニアやプログラミング教室など生徒が参加する教育事業は実施されるのか。町民プールは7月1日にオープン延期となっているが、保育園や小中学生のプール授業は実施可能なのか。

6点目、仮に児童、生徒が感染した場合に、退院した生徒を迎える側が正しい知識を持っていなければ、いじめ、差別につながる。感染した生徒の心のサポート、迎える生徒の教育が必要と思うが見解をお伺いします。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

木村議員のご質問に、お答えします。

1点目の教育課程の進め方についてですが、当町といたしましては運動会の中止や、学習発表会など行事の見直し・工夫、また、2点目にご質問いただいておりますが、夏季休業を16日間とし、登校日を設けることなどにより、相当の授業時間数を確保することで、年度内で教育課程を修了する計画としております。

2点目の長期休業等の短縮についてですが、夏季休業を当初7月23日から8月16日までの25日間としていたところですが、授業時間を確保するため、6月10日開催の校長会で、8月1日から16日までの16日間で決定しました。

なお、冬季休業については、5月の分散登校、行事の見直し・工夫、夏季休業の短縮などにより、一定の授業時数を確保できたことから、今後の感染症の状況を勘案しながら、10月または11月の校長会で決定してまいりたいと考えております。

3点目の教育行事の実施についてですが、学校祭、学習発表会については、舞台発表を学年で日程を変えたり、舞台発表を行わないで展示発表のみとするなど、各小中学校で工夫をしながら実施する予定です。

また、修学旅行については、今後詳細を旅行会社等と検討してまいります。今のところ小学校が10月、中学校は3月で計画しております。

宿泊研修については研修旅行として、小学校が11月に森町へ、中学校は9月に函館市へそれぞれ日帰りで計画しております。

福島商業高校の海外見学旅行については、生徒と保護者へのアンケート調査を実施し、その結果、国内への見学旅行に切り替える方向で、北海道教育委員会と協議している状況となっております。

4点目の部活動についてです。3年間の集大成である中体連の中止は、大変残念なことでありますが、各関係団体のご努力により、3年生も参加できる代替の大会が企画、検討されております。

はじめに陸上については、通信陸上が8月1日から2日、道南秋季大会が10月3日から4日に開催されます。どちらの大会も全道大会は開催されない記録大会となります。

バスケットボールについては、11月の土曜日・日曜日に、函館・渡島・檜山の大きな交流大会が検討されています。

次に野球についてですが、7月11日から24日までの土曜日・日曜日・祝日に、函館地区大会が開催されます。福島中学校では、渡島西部地区4町合同チームでの出場を検討しておりますが、優勝すると8月に千歳市で開催される全道大会へ参加することになります。

最後に吹奏楽ですが、秋にコンクールではない、渡島管内規模の大きな演奏会が企画されているとのこと。

中学校3年間の努力に報い、思い出の大会となるよう教育委員会といたしましても支援してまいります。

5点目のプール、青少年教育事業についてです。

はじめに町民プールについてですが、保育園や小中学生のプール授業は、3密を回避するため、利用は30人程度、更衣室、採暖室は5名程度の利用と、制限しながら対応してまいります。

また、今年度については、営業時間を午後からということで短縮しておりますが、保育園や学校から要

請があれば、午前中も対応してまいります。

福島学ジュニアなど生涯学習事業については、2学期から順次、新しい生活様式に留意し、より広い場所で開催するなど、実施方法を工夫しながら開催してまいります。

なお、プログラミング教室については、夏休み中の実施は見送りますが、冬休み中の実施を検討しております。

6点目の児童生徒の心のサポートについてですが、5月26日付で、北海道教育委員会教育長より「学校再開後の児童生徒の心のケアについて」という通知が発出されております。

学級担任や養護教諭など、学校全体で児童生徒をきめ細かく観察し、未然にいじめ等を防止していかなければなりません。

また、感染者やその家族、濃厚接触者、医療従事者等に対する偏見や差別につながる行為は、断じて許されるものではないということを、それぞれの発達段階に応じて指導するよう通知しております。

また、スクールカウンセラーの派遣要請など、退院した児童生徒への教育相談等、早期対応に万全を期してまいります。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

学校が本格的に再開しまして、生徒も元の学校生活に少しずつなってきたのではないかなと思っているところです。特に中学生は来週、中間テストという1つの目標に向かって一生懸命勉強しているところじゃないかなと思っています。

文部科学省のホームページを嫌でも見なくてはならない切っ掛けというのが、このコロナで休校中にありました。それは9月入学制度というものがマイノリティーの知事さん達が言い初めまして、私もちょっとびっくりしました。9月入学そのものには賛成的なんですけれども、このコロナの混乱期の中に果たしてそういうものが導入していけるのかなという風には思っていました。結果的には、その議論も無くなったので一つ安心はしているところなんですけれども、それで学校が再開して子ども達の方からも色んな話があります。例えば勉強のスピードが速いですとか、3年生が出場できる部活の大会があるのか、ないのか分からなくて、もう嫌気がさして退部してしまったとか、その反面、教職員の過労死ラインにいる先生が4割ぐらいいるとか、本当に現場の方も大変だと思います。しかしながら、生徒、先生、保護者が共通認識を持って今年度を乗り越えていかななくてはならないと。そういう風に思っております。

細かい中身について、この行事がどうだというのは質問する予定はありません。私が学校に行って指導する立場ではございませんので。

まず、1点目から5点目についてなんですけれども、この子ども、生徒、それから保護者、先生の共通認識について、お伺いしたいと思います。こういう風に一般質問して細々報告していますので、当然、学校の方でも各家庭なりに、こういう風になるんだという風な情報提供をお願いしたいと思うんです。6月17日に福島小学校の方で行事の変更についてという通知文を見ました。そこにはすごく細かく、宿泊研修はこうなりますとか、水泳の授業はやりませんとか、そういうことが書かれていたんですけれども、中学校の方では夏季休暇の通知だけで、なかなかそういう細かいところまで情報提供が、特に今は修学旅行も3月という風な話も、今後もちろんコロナの状況で変わるかもしれませんが、やはりイレギュラーな年度ですから、大まかな情報提供というのは十分必要だと思うんですけれども、その点について教育長にお伺いします。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

今の木村議員おっしゃるとおりだと思っております。我々もこれまでホームページでできるだけ早く、決定しましたら情報を保護者の皆様へということで沢山情報提供してまいったところです。今後についても、今、木村議員ご指摘のとおり、決まりましたら、すぐさまに保護者の皆様の不安を解消するという点からしても、早めに通知というか、お知らせを出すべきだと思っておりますので、学校に対して要請してまいります。

○議長（溝部幸基）

4 番木村隆議員。

○4 番（木村隆）

学校の方も保護者の方も、何をやるにしても準備というのが必要になりますので、その点は実施するにしても、変更するにしても、積極的な情報提供をお願いしたいと思います。

それから、6 点目の心のサポートについて、指導するように通知しているということで、先生方に任せているのではないかなと思うんですけども、コロナの学校の差別教育という風にインターネットで打つと、もう早々と分散登校の時に道德の授業を使って、例えば小学校の低学年ですと、コロナに感染しない予防の授業だとか、高学年になると、仲間や友達とかがそういう風になった場合の具体例を挙げて差別をしないという教育をしているようなんですけれども、実際、もう福島ではそういった授業はされているのかどうか。その点について、お伺いしたいです。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

既に分散登校の段階から、養護教諭が中心になって実施しているものと認識しております。そのように聞いております。

○議長（溝部幸基）

4 番木村隆議員。

○4 番（木村隆）

この後、補正でもオンラインの補正なんかありますけれども、やはり 2 波、3 波が実際に福島町でも、そういう感染例が起きた場合を想定して、色んな準備をしていかなきゃならないわけです。この後、冬になっていきますと、外に出る機会も減って、3 密の社会というのがもっと生まれてくるんじゃないかなと思います。なかなか今は田舎になると、こういう風な町内で感染するという意識があまり無いのかもしれないけれども、そういう備えを学校等でも万全にしていっていただきたいなと思います。もちろん町内で感染者が生まれないことが重要ですけども、そういったことの新しい展開。例えばオンラインの本当にやらなければならないという事が出てきたら、また質問していきたいなと思っております。

今日は、この辺で終わりたいと思います。

○議長（溝部幸基）

次に、3 番平沼昌平議員。

○3 番（平沼昌平）

通告に従いまして、一般質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大を受けての当町の今後の取り組みについて、町長にお伺いいたします。

北海道が、全国に先駆けて独自の外出自粛などを求める「緊急事態宣言」を出して、5 月 28 日で 3 カ月が過ぎ解除になっております。

しかし、未だ適切な治療薬もなく、今後の感染拡大が懸念されるところでもあります。北海道で初めて感染が確認されたのが本年 1 月 28 日、世界的な大流行の震源地となった中国湖北省武漢市から来た中国人観光客であり、札幌で道内初の感染者が確認されたのが 2 月 14 日、その後、札幌だけでなく、渡島、上川、オホーツク管内等、道内全域に広がっております。幸い当町からは感染者が出ていないことは、町民一人ひとりの衛生対策と、福島町の町民に対する指導の賜物と思っております。いま全国的に見ると第 1 波の中国経由のモノ、第 2 波の欧米由来のモノがあり、今後、第 3 波が世界レベルでも懸念されております。一方、これを当町に置き換えて考えると、規模は違うとしても、全国での緊急事態宣言解除の中で、少なからず人の流れも多くなり、感染のピークは過ぎたとしても、第三波の備えは十分に考える必要性があると思います。

当町として感染者が出て、小さな連鎖が続くと想定した場合、病院や介護施設、あるいはヘルパー事業等を含めて感染対策を再度構築しなくてはならないと感じる。また、観光施設の接客対応にも検温やフェースカバー等の対応をする必要性も感じます。今後の町民意識の向上と、教育現場の対応、免疫力の弱い方々の施設やそれらに対応する方々、また要となる医療関係者に対して、備品の確保など明確に周知するとともに、補助対応について検討されてはと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

平沼議員のご質問に、お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症については、5月25日の政府対策本部において、5都道府県に対する緊急事態宣言が解除されました。

当町においても、6月1日から小中学校が通常どおり再開されるなど、感染予防対策を講じながら徐々に感染前の生活を取り戻すべく取り組んでいるところであります。

ご質問の、当町で感染者が発生した場合の対応ですが、町では従来から町内において感染症の患者が発生及び流行した場合に備え、国の特別措置法に基づく「福島町新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成し、その行動計画に基づき、対応することとしており、新型コロナウイルス感染症も同様の取り扱いとなっております。

なお、新型コロナウイルス感染症における現時点の対応として、新型コロナウイルス感染症の疑いのある方でPCR検査を実施した場合、渡島総合振興局長から直接、私のところに電話が入り、次の日に結果が届くようになっております。このように基本的に初動から渡島保健所や感染症指定医療機関などの関係機関と連携して管理することとなります。

新型コロナウイルス感染症のこれまでの経過を見ますと、次の感染拡大を防ぐには、どのような場所、または、どのような経路で感染したかが重要となりますが、その聞き取り調査などの基本的なことは保健所が行うこととなっております。

現在、道内においても介護施設や高齢者施設などでクラスターが発生しております。町の施設においては、幸いにこのような事態に陥っておりませんが、町では今後の第3波を想定し、北海道及び関係機関と連携を図りながら、病院や施設管理者と事前協議を進めつつ、引き続き感染症対策を講じてまいります。

国の緊急事態宣言が解除され、都道府県の往来ができるようになることにより、感染リスクが広がる可能性は否めません。しかし、日々の生活において、また、地域経済維持の観点からも日常を取り戻す作業が必要であり、新たな日常様式、新北海道スタイルへの移行が大切となります。

町では、新型コロナウイルス感染症対策として、これまで町民の感染予防対策と地域経済対策に力点を置いた施策を講じてきたところであります。

このような状況を踏まえ、国の第2次補正予算の動向を見極めながら、今後、予想される秋から冬にかけての第3波に備えて、町民や事業所が新たな生活スタイルを確立するために必要な支援として、新たな助成制度を構築してまいります。

また、町民全体が危機意識を共有し、共に新たな生活スタイルへ移行するために、啓発、PR活動を積極的に展開してまいります。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

ご答弁いただいた内容から、まず1点ずつお伺いしたいと思います。

国の特別措置法に基づき、福島町新型インフルエンザ等対策行動計画。このようなものがあって、この内容で、この度の感染症に対しても同様の取り扱いをされると言われております。この国の感染症法が、この度、改正になりました。感染症法第33条でございますけれども、この特別措置法に基づくとするならば、当町でも国の基準に基づいて制限がされるということになります。この2つの制限が適用できるというものに関して、まず集団感染が確認された施設の封鎖や立ち入り禁止というのが当町でもできるのか。あと、その周辺の交通規制。これが72時間を上限としておりますけれども、極端な話、そういうことも当町として可能なのか。それは当町ばかりでなくて、渡島西部四町でもそういうことを考えているのか。その辺をまずお聞きしたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

まず、先ほど言いました行動計画については、平成27年6月に作成をしてございます。私も実は、ここまで深く計画を熟読したわけではありません。ただ、我々としては、根拠として今の計画に基づいて、

これからしていくということになります。ただ、今回も国の方もそうでありますが、特別措置法という形で急遽作ったような形になってございますので、我々も本来であれば、このインフルエンザ対策行動計画ももう少しやはりきちんと新型コロナ用のものに仕様を変えていかなければならないという思いはありますけれども、今般については、まず対策を優先させていただいたということで、ある程度、庁舎内の中に本部を立ち上げて、まずはやれる事をしっかりやろうということで整理をさせていただきましたので、今、平沼議員のご質問のようなことについては、承知はしてございますけれども、そこまで深く掘り下げて庁内の中で検討した経緯はございません。ただ、先般も振興局長が先週見えられて、今、少し落ち着きを取り戻された中で、北海道と各町村が役割分担をしながら、連携を図りながら対応するという意見交換もさせていただきましたので、そこについては多分、札幌、石狩、千歳周辺はもうまさに臨戦態勢でやってくるわけでありまして、そういった先進事例も我々として聞きながら、町として対応できるものをしっかりしていきたいと思っております。

ただ、なにせ福島町の地形から言いますと、今、言ったような事が即対応可能かとなると、なかなか厳しい面もあるのかなという気がしてございますので、我々はまず第一義として感染者を出さないということを念頭に、これからも力を注いでいきたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

おそらくこの新型コロナウイルス感染症計画というのは、あったにはあったんですけども、ここまで深刻なものになるというのは、誰しも想像していなかったと。けれども、叩き台があって今回のこのような感染症が出た場合の一応的なマニュアルは作成できるという状況下にあったことは幸いだったと。あとこれに肉付けをして、その場、その場に合ったものを是非対応していただきたいと思うんです。

それで、答弁書の中に疑いのある方でPCR検査を実施した場合とあります。これは、この文章だけで読むと、ああそうかという感じなんですけれども、この町内の町民の方が例えば函館でPCR検査を受けた場合を想定してのご答弁なのか。反対に、町内に居て、何かおかしいぞと。熱が出てきた、咳が出てきたということで、函館の病院に移送する。移送という言葉が適切かどうか分からないですけれども、送っていく。それが施設の方であり、家族の方でもあるわけなんですけれども、送迎して行って、その方が陽性反応出ましたという場合。色々想定されると思うんですが、町長先ほどご答弁いただいた、PCR検査を受けて、その流れで一応マニュアルに沿ってできるわけなんですけれども、町内でそういう疑いがあるって、町内の方が函館まで連れて行って陽性反応が出た場合のマニュアルというのは、どこまで考えているのか。言っていること分かりますか。自分が函館病院に行って検査を受けてきました、陽性反応出ました。これはこれで接触者は少ないわけです。けれども、町内の方でそういう症状が現れて、誰かに乗せていってもらった、送迎してもらった。例えば施設に入っている人がそういう状況になって行った。そういう場合は、送迎者もやはり濃厚接触者になるわけですね。だから、そういう対応というものも想定しての事なのかということなんです。これによってかなり状況が極端に変わるわけです。例えば函館市なんかは完全防護服。そういう疑いがあるだけで完全防護服、フェースカバー、それからマスクとか、そういう物にも予算組みしていますよね。もう函館市は移送車も確か特別に、あそこはお金がある所ですから車も特別に準備したと。今、町長は一応マニュアルは必要だとは言っているんですけれども、そういうことも想定しなきゃならないと思うんです。その辺をどう考えているのか。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 12時01分）

（再開 12時56分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

先ほどの件についてでございますけれども、最初の答弁でも回答させていただきましたが、PCR検査を町民の方々が受けた場合、振興局長から直接私の方に電話が来ます。大体金曜日から土曜日辺りに来ますので、そういった方が今まで5回ほどこれまでにありました。そして、7人の方が検査を受けてございます。幸いに感染者はおりませんでしたけれども、その際も振興局長から電話で知らされるのは、福島町の町民の方で、年齢何歳、男性・女性、それだけであります。場合によっては非公開という形で、年齢、性別も通知されないことがあります。そういった中で、たまに我々としてもやっぱり町民の事なので、少し掘り下げて聞こうと思うと、それ以上は答えできませんというか、現段階では差し支えさせていただくということで、ほとんど情報管理自体は北海道、保健所の方で管理をしている。そしてまた、次の日に大体結果が出るという形で今まで来ております。そしてまさに、平沼議員が気にかけている病院の関係についても、町内の病院なのか、例えば松前の病院なのか、函館の病院なのか。そういった患者の情報もまったく知らされない形で、町民の方が検査対象になっていますというだけの通知であります。

それで、我々としては、この回答の中でも話をさせていただきましたけれども、先般も局長が見えられて、これからの通知の在り方も含めて意見交換をさせていただいて、これから少し色んな形で検査が多くなるんだろうという形。体制も整っていく、医師会のようにまた独自でやられている所もあるやに聞いてございますので、そういった中で、これからは検査をしたという通知ではなくて、結果的に陽性と判断された人が出た場合に町の方に通知が来るという流れにしていこうということで、確定ではありませんけれども、そういった方向性で連絡調整をしていこうということで、この前ちょっと意見交換をさせていただいておりますので、そういったことで我々としても、町内で例えば町民の方々がそういう状況にあつて、なかなかその情報を知り得ないということについては理解をしていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

分かりました。これと付け加えながら、もう1点検討しておかなきゃならないというのは、やっぱり施設に入って行動が制限されている方。こういう方々、また、高齢者に対してでも、やはり町として何らかの対応措置を講じておかななくてはならない。なんか施設だとそこからもう出ないでください、その施設で隔離しますという感じにはなっているようですけれども、その辺も検討していただきたいなと思います。情報がその程度で、そういうことで進められているんだろうなということで理解いたしました。

次に、第3波を想定して北海道と関係機関と連携を図りながら、病院や施設管理者と事前協議を進めるという風に先ほどご答弁いただいているんですけれども、当町としても、もう発生から半年近くなつていて、病院関係者や介護施設、それから訪問介護施設という所の指導体制や補助体制について、やはり聞き取りもしていかなきゃならないし、それらの施設からの要望も聞かなきゃならないんじゃないかなと思います。ましてや、その要望等が施設であったり、事業所であったり、とてもとてもそういうコロナが発生したからと言って、マスクを買いにしても、何をするにしても、経費的にかなりきつい状態になってきているんだろうなと思います。まず、買いたくても物があの当時は入らなかったということですよ。であれば、やはりそういう要望なり、せつかく事前協議を進めるという風に謳っているわけですから、その中でやはり町側の方から積極的に状況確認なり何なりを進めていく姿勢というのは私は必要だと思います。

特にも今、緊急事態宣言が解除されまして、19日には移動の自主規制も解除になりました。先般、北海道新聞では福島観光無料化という風な感じで客足が戻っていますという感じで載っていましたが、やはり移動人口が多くなると、確かに来てくださる事に対しては福島町としては本当に有り難いことだと思います。福島町のイメージと言うんですか、観光に対する良い宣伝効果にもなるかなと思いますけれども、一方では、やはり町民に対して感染リスクも多くなってくるという風に考えますので、その辺も今後どう考えているのかお聞きしたいなと思います。

ちょっと話ずれますけれども、私は、せつかく福島町に観光に来てくれる方々に、やはり感染予防という意味で、福島町は安全なんだよ、このぐらいまで気を使っているんだよというのであれば、やはり川合課長がよく商品のノベルティということで福島町を宣伝するためのノベルティ商品を作るとかということも言っていますけれども、今、教育長が付けている当町で配布したマスクの左下にでも横綱の里ふくし

まとかっていうネーミングを入れて、来た観光客に配布なんかすると感染予防にもなるし、観光のノベルティにもなっていくという感じもいたします。ちょっと話ずれてしまいましたけれども、そういう感じで考えております。

それで、この事前協議ということは、もう半年前からやっているとするならば、事前協議はいいです。今後の話です。今後どういう風にしていくのかと。やはり何らかの対策を取っていかなきゃならない。決して私は町民の方々をこのコロナウイルスによって不安に陥れるような質問をしているわけじゃないんです。やはり町長として、行政として、町民に対して安心・安全を図っていかなきゃならないわけですから、やはりその高齢者を相手にしているというのは、福島町の高齢者の医療・介護の最前線にいる方々ですから、その辺も今後、協議の進め方というのは考えていかなきゃならないと。このように思います。その辺どうでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

これまでは6カ月間、多分、日本全体が新型コロナというものを経験したことのない中で、矢継ぎ早に対策を打たなきゃならないという状況の中、なかなか実態が見えない中でこれまでやってきたんだと思ってございます。私は、従前から福島町の置かれている地理的要因なり人口規模、色んなことを考えますと、全国から比べると、そのリスクというのは限りなく小さいんじゃないのかなというのを感じてございます。そして、他の町と差を付けると言いますか、我々やはり小さいが故に迅速に対応できるということがあるんだと思ってございますので、今回の給付金についても、いち早く町では対応することができましたし、今、言ったそのマスクについても、アベノマスクが私の所にもこの前来たばかりでありますけれども、5人の世帯に対して2枚しか来ないという状況の中で、我々は1人当たり5枚という、まさに平沼議員おっしゃるとおり、もう少し時間があれば岩部クルーズのPRをすれば良かったなという風に思っていますけれども、自分のマスクには実際スタンプを押してPRしているきらいもあります。ただ、何分時間のない中で今回は相当やらせていただきました。今、全国の状況を見ますと、私、毎日コロナのヤフーの検索をして見させていただいております。確かに色んな報道されている中で、相当患者数が多いような感じを受けますけれども、昨日現在で確か770人しか全国で感染している人はいないんですね。あとはもう退院したり、治ったりしていますので、1億何人の中で今770人の数しかない。なにかあたかも相当数いるんだという、ただ、毎日やっぱり40人、50人という数は増えていっていますけれども、退院している方が当然いらっしゃると思いますので、そういった意味では、全国としては私は収束傾向になりつつあるんだなという、私の勝手な解釈でありますけれども、してございます。ただ、やはり第2波、第3波。当然、この秋から冬にかけて、インフルエンザも含めて過去の例を見ますと、気温が寒くなることによって、こういったウイルスというのは出てきますので、当然、我々としては備えが必要だという風に思っています。我々として、今、考えているのは、国の2次補正も含めて、まずはしっかりと国なり北海道が言っている新たな生活スタイルを取り入れることに予算を割っていくべきではないのかなと。そして、当然、高齢者の比率が多い中で、やはり今回のウイルスの特徴は肺炎を起こすということに至って重症化することが明らかになっています。特に高齢者の方は体力が色んな形で弱った中で肺炎を起こしやすい状況にありますので、そういった中で、これまでは対策として行政と消防を中心に対策本部を立ち上げて対処してきました。ただ、平沼議員おっしゃるとおり、これから連携が必要だという風に思っています。当然、サービスとして高齢者を受け入れている陽光園だったり、サービスを提供している社協さん、そしてまたスマイルさん。色んな形の業者さんがおりますので、こういった方々と行政が連携協議会みたいなものを、連携会議でもいいんでしょうけれども、そういったものを立ち上げて、やはり今回の状況がどうだったのかということをしつかりと現場検証しながら、意見をいただきながら、長期的な視点でまたやっていく必要があるんだと思っていますので、今回はとりあえず我々、今後、議会と協議するにあたっては一時的なもの。2次補正でやるものについては先ほど言いましたとおり、まずは新たな生活スタイルに対して備えるためにどういった支援が必要か。そしてまた、当然、1次産業が大分影響を受けてございますので、そういったところを中心にやっていくという形でやっていきたいと思っています。そしてまた、人の往来。我々、今回いち早く福島元気プロジェクトという形で、我々の意図したよりはすごい反響があったと。私としては、多分、外からのお客さんは来ないだろうと。それで、船を遊ばせておいてもしょうがないので、

町民の方々に是非乗っていただいて、また地元の良さを再発見して、それが要するに広告塔となって外からの人を呼び込むという思いでやらせていただきましたけれども、それが思いのほか本当に反響があって色んな方が乗っていただいて、反対に町民の方にたまにお叱りを受けております。なかなか乗れないんだということで。ただ、私はやっぱり他の自治体がやれないところをいち早くやることによって、次に進む一つの段階としては効果としてあるんだなということを如実に今回体験しましたので、是非、次はなるべく来た人方に福島の地場産品だったり、色んな形で福島を楽しんでもらうツールを1つずつ増やしていただいて、それが結果的に広告塔となって全国に発信していただけるようなことを取り組んでいきたいと思っていますので、そういった形で是非また皆さんの意見をいただきながら、しっかりと対応していきたい。そのように思っています。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

確かに、この観光に対して、やはり町長の考えがもう的中して、だんだん福島町の魅力を発信できたのかなと。このように思っています。ただ、7月以降どうなるのかというのは、有料にするとそれなりにまた来る人が来なくなったりということもあるので、それは副町長が検討されているみたいですから、どうなるのか期待しております。

先ほども言いましたけど、危機意識を町民全体で共有するという観点から、今、新しい生活スタイルというものを福島町でもPRしていかなくちゃならないと思うんです。罹っていないとか、それから、罹らないだろうじゃなくて、これは予防ですから、そういう意識の中でやっていかなくちゃならないし、この福島町の新型インフルエンザ等対策行動計画にもきちんと、発生前における町民への情報提供ということで謳っております。その第6の町行動計画主要6項目の3として情報提供と共有の目的、その（3）に、今回これを読ませてもらいました。そうしたら、本町は、新型インフルエンザ等の予防及び蔓延の防止に関する情報や様々な調査・研究の結果などを、町民のほか医療機関、事業所に情報提供します。こうした適切な情報提供を通して発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し、周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に町民に正しく行動してもらうことだという風に謳っております。そうであれば、私は何らかのやはり防ぐための対応というのは、もう今からでもすべきじゃないのかなと。このように思っています。例えば、防災無線で1日1回でも新型コロナの感染予防に対して、また、この新しい生活スタイルに対して、町民に周知していくということも必要でないのかなと。思っております。

それと、ただただ新しい生活スタイルと言っても、これは全国的とか、全道的なレベルでありまして、福島町に見合った新生活スタイルと言うんですか。そういうものを行政の方で検討しながら対応していただければと思います。先ほど町長も言うていましたけれども、これから夏場にかけて1次産業が盛んになってきます。そういう密にならないでくださいということは、それぞれ作業に当たっている町民の方々はよく知っていると思いますけれども、これは仕事上どうしてもそういう風になってくることもある。そういう場合に、やはり初心忘るべからず、初志貫徹というんですか、そういうものをやっぱり町が防災無線等で言うてくだされば、ふと、また元に戻れるという感じになると思うんです。よく食中毒警報とか出て出ると防災無線でやっていますよね。別に難しいことをやれと言っているわけじゃない。今、北海道が北海道スタイルだ、新しい生活スタイルだと言っているわけですから、福島町が独自のそういうPR活動をするのも良いんじゃないのかなと思います。今回、様々な所で色んな経験をして、そのスタイルというのが確立されております。基本となるのは、手洗い、マスク、そして、3密を避ける。それから、ソーシャルディスタンスというんですか。人と人との距離を開ける。不要不急の外出はしない。免疫力を高めるために睡眠時間を多く取る。これだけ守っていれば、私はもう良いんじゃないのかなと。このように思います。

町長はヤフーで検索しているようですけども、私は道内の方だけいつも見させていただいております。昨日の段階で80代の方が1人死亡で、北海道で95人死亡。それで、これは実数ですけど、前日より2人増えて1,180人。いくらかずつ増える。極端には増えないけども、なくならないという状況になっています。これが結局は緊急事態宣言解除の目安となる0.5程度以下を上回っていると。だから、本当であれば国で決めている基準を北海道は満たしていないわけで、本来であれば緊急事態解除はなされないということです。北海道ということは、我々、福島町から感染者が出ていなくても、北海道自体がそ

ういう風に見られているということです。こういう事態をやはり感じ取らなきゃならない。オール北海道で、やっぱり福島町もその中の一員だということを感じ取らなきゃならない。こういう風に思うんです。そういうことで、是非そういう宣伝というか、そういうものはしていくべきだと私は思うんですけれども、まずその辺を確認していきたいなと思います。

それから、町長はこれから夏場にかけて感染リスクは下がってくるとは言うけれども、北半球はいいんでしょうけれども、地球規模で見ますと南半球の方はこれから寒くなってきますので、今度、第3波の要因になるのは南半球から入ってくるウイルスでないのかなという風にも言われております。ウイルスというのは、時間が経てば経つほど毒性を持ってくると言われていますから、やはりかなりの覚悟もこの第3波には必要になってくるであろうと。このように思っておりますので、やはり町民に対しての周知的なもの。その辺をどう考えているのかお伺いしたい。

それと、もう1点ちょっと言わせてもらいます。町長、最後に答弁の中で、新たな助成制度を構築してまいりますという風に書いております。これは国の第2次補正を頭に入れての話だと思うんですけれども、先ほどもチラッと町長おっしゃっていましたが、これが現時点で、支障がなければ教えていただきたいなと思うんですけれども、その補正予算を含んだ内容というのは感染予防に対するものなのか。それとも、地域経済対策に関連したものなのか。その辺も含めて、2点、3点ほどの質問になりますけれども、お答えいただければなと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

今回、我々これから大事なものは、やはり第3波に備えて、どうやっていくのかということが問われるんだと思っています。そういった中で、国が提唱している新たな生活様式、さらに鈴木知事が提唱している北海道スタイルという形。私はやはりこれを新たな生活として習慣付けることが必要なんだと思ってございます。特にマスクも含めて重要なのは、多分、手洗い・消毒・うがい。ここのところを毎日やることによって、相当我々は防げるんでないのかなと。福島のように人口規模3,900人の所はそんなに、都会と違ってそういった方々と接触するリスクは少ないわけでありまして、町民の方々が都会に出て、それを貰ってくれば、それはリスクとはなりますけれども、ただ、色んな生活をしていく中で、小さいが故にそういったものは追っかけやすいと言いますか、閉じ込めやすいと言いますか、都会に比べると広がりには限定的になるんだと思っていますので、そういったところは町としてしっかり対応していきたいし、それにはやっぱり平沼議員おっしゃるとおり、啓発徹底ですよね。要するに町民の方々に訴えかけることを今回我々、2次補正の中でもやっていきたいという思いが強くなります。当然、そういった準備をしていただく。そして、そういったものの足りないところを支給して応援する。

それと、もう1つは、やはり繰り返しPRすると。常にそういったものが目に付く。例えば手洗い・うがい。1つの例で、今、庁内でちょっと考えているのは、毎日ゴミというのは日々ゴミ袋に捨てたり色んなことをしますので、例えばそういった物に啓発を印字して目に付くようなことをする。また、事業所であれば、例えばそういったポスターを貼るとか、色んな形が多分できるんだと思ってございます。また、防災無線を使うというのも1つの手だと思いますので、まずはそういったものを繰り返し喚起することによって、町民の方々が当たり前のようにやることで防げるんじゃないのかなと思っています。前もちょっとお話ししましたが、今年の冬ほとんどインフルエンザが流行らなかったんですね。多分、それはコロナの影響で、私はやっぱりマメに手洗いをしたのが原因としてあるのかなという勝手な解釈をさせていただきますので、そういったことから、日々の生活の中で予防策というのは取れるんだと思っていますので、そういったところにもまた重点を置きながらやっていきたいと思っています。

そしてまた、多分、長い戦いにもなるんだと思っていますし、当然、11月、12月、インフルエンザも含め、またコロナのピーク時が来る恐れがあります。そういった中で、確かに南半球の方と逆になりますので、今度、国が解除になってきますと、大体そういった海外の方から日本を訪れる方が多くなります。ただ、私は、ある程度その時期にまでワクチンがどうかはあれですけれども、多分、長い戦いの中では処方箋としてワクチンが、流れとしては1年を目途にはそういったものが出来てくるんだと思いますので、多分そこまでの間をきちんとやり切れれば私は良いんじゃないのかなと思っていますので、まずは我々として、しっかりやれる事を整理させていただきたいと思っています。

そして、新たな制度についてでありますけれども、国の２次補正については、ある程度、今、言ったようなことについては、多分、交付金の対象にさせていただけるのかなという風に思っております。ただ、先ほど言いましたとおり、今度は事業所において換気、また、個人において換気、色んな形で少しお金のかかる部分があることがあるんだと思っておりますので、例えば換気を良くするために少し工事をしたいんだということがあれば、そういったところについて、町として新たな制度を作ることは必要ではないのかなと思って、今、考えておりますので、まだ制度設計をしっかりしたわけではありませんけれども、そういった需要があるのかどうかも含めまして、現場の声をきちんと聞きながら、町として支援できるのであれば、そういった制度を作っていきたいという思いであります。

○議長（溝部幸基）

以上で、一般質問を終わります。

◎議案第１０号 福島町手数料徴収条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第５ 議案第１０号 福島町手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原貴之町民課長。

○町民課長（福原貴之）

それでは、議案の１ページをお願いします。

議案第１０号 福島町手数料徴収条例の一部改正について。

福島町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和２年６月２２日提出、福島町長。

内容につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、説明資料の１ページをお願いいたします。

議案第１０号関係、福島町手数料徴収条例の一部改正についてでございます。

１、提案の理由について。

令和元年５月３１日に公布された情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が令和２年５月２５日に施行されたため、福島町手数料徴収条例の一部を改正しようとするものであります。

２、改正の内容について。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により、個人番号の通知カードが廃止されたことに伴い、当該通知カードの再交付に係る手数料「１件につき５００円」を削除するものであります。

３、施行期日について。

この条例は、公布の日から施行します。

なお、議案の１ページに新旧対照表を掲載しております。

以上、提案内容について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。
討議を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。
採決を行います。
お諮りいたします。
議案第10号を決することに賛成の方は起立を願います。
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第10号は可決いたしました。

◎議案第11号 第5次福島町総合計画の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第6 議案第11号 第5次福島町総合計画の変更についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

それでは、議案の3ページをお開きください。
議案第11号 第5次福島町総合計画の変更について。
第5次福島町総合計画を変更したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求める。
令和2年6月22日提出、福島町長。
第5次福島町総合計画（令和2年度6月改訂版）ということで、議案の4ページから8ページまでにつきましては、後期実施計画の変更前・変更後の対照表となっております。
内容につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、別冊2説明資料の2ページをお開きください。
議案第11号関係、第5次福島町総合計画の変更について。

1の変更の目的についてでございますが、令和元年度福島町議会定例会3月会議において議決された本計画について、今般の新型コロナウイルス感染症対応等により令和2年度の事業内容に変更が生じたため、第5次福島町総合計画における後期実施計画の一部を変更するものでございます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策事業については、国の第1次補正予算により創設された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用するものでございます。

当町には、第1次の交付限度額ということで、5,683万6千円が交付されるものでございます。

2の後期実施計画の変更について。

後期実施計画について、事業件数が117件、事業費総額49億4,330万円となっているものに、新規事業3件、事業費が4,630万円を増額、変更の生じた6事業に係る事業費を2,630万円増額し、総事業費を50億1,590万円に変更するものでございます。

なお、財源の主な内訳につきましては、国・道支出金が4,890万円の増額、地方債が1,020万円の増額、一般財源につきましては1,350万円の増額となるものでございます。

（1）の総事業費等の変更につきましては、ただいまの説明を表にしたものでございますので、ご確認願えればと思います。

次のページをお願いいたします。

(2) 変更区分の概要について。

それぞれの変更理由ごとに整理した内容となっておりますので、こちらについてもご確認願えればと思います。

次のページをお願いいたします。

(3) 施策体系別の変更についてでございます。

基本方向の項目別における変更内容に整理したものとなっておりますので、ご確認いただければと思います。

次のページをお願いいたします。

(4) 事業費等に変更が生じた事業について。

事業名が地域経済消費拡大活性化事業でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応事業となっております。変更の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い疲弊した地域経済対策としてプレミアム率0.5パーセントを追加するとともに、実施時期を前倒してプレミアム商品券の事業を実施したものでございます。これによって、令和2年度の事業費が230万円の増額となるものでございます。総事業費につきましても、同額の増額となっております。

中段でございますけれども、事業名がIC型ポイントカードシステム導入事業でございます。こちら福島商工振興組合へのシステム導入補助ということになってございまして、こちら新型コロナウイルス感染症対応事業ということで考えてございます。変更の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い疲弊した地域経済対策として、今般、補助内容の見直しによる補助金を増額するといった内容となっております。当該団体が財源と見込んでいた補助金の不採択によりまして、当該交付金事業、新型コロナウイルスの臨時交付金事業に繰替えをしたものでございます。これによりまして、令和2年度の事業費が570万円の増額となるものでございます。総事業費も同額の増となっております。

一番下の段でございますけれども、事業名が吉岡温泉改修事業でございます。変更の内容につきましては、サウナ室の改修、それと脱衣室天井換気扇交換、研修室の天井の改修等の追加となっております。令和2年度の事業費が550万円の増となります。総事業費も同額の増となるものでございます。

次のページをお願いいたします。

事業名が上段の町道整備事業でございます。変更の内容につきましては、事業実施年度の見直しによるものとなっております。令和2年度に実施する事業ということで、日向団地6号線の一部を令和2年度に前倒して実施するものでございます。これによって令和2年度の事業費が2,740万円の増、それから、当初予定しました令和5年度の事業費を2,020万円の減とするものでございまして、総事業費が差し引きまして720万円の増となるものでございます。

中段の事業名が、町道局部改良事業でございます。変更の内容につきましては、こちら事業実施年度の見直しによるものでございまして、令和2年度に月崎2号線の工事を実施する内容となっております。これによって令和2年度の事業費が1,270万円の増、令和3年度の事業費を1,010万円減といたしまして、総事業費が260万円の増となるものでございます。

一番最後の段でございますけれども、事業名が空家対策支援事業でございます。変更の内容につきましては、補助見込件数の増ということで、10件見込んでいたものを15件に増やすものでございます。令和2年度の事業費が300万円の増となりまして、総事業費も同額の増となるものでございます。

事業費に変更が生じた事業につきましては、以上でございます。

次のページの(5)新規に登載となった事業について。

新規に登載となった事業につきましては、このあと個別事業の内容について、政策等調書・総合計画事業進行管理表で担当課長の方からご説明いたします。

総合計画の変更につきましては、福島町総合計画審議会を今般、書面により開催させていただきまして、ただいま説明した内容の変更、新規事業の内容について承認を得ておりますので、申し添えます。

以上で、第5次福島町総合計画の変更についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

政策等調書の補足説明を求めます。

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

それでは、総合計画で新規に登載となった産業課所管の事業の政策等調書の説明をいたします。

説明資料の10ページをお願いします。

商工系の事業について、説明いたします。

事業計画名、地域経済緊急対策事業。

政策等の発生源は、対象を地元商工業者及び町民。意図は、地元商工業者を利用する機会を増やし、町内経済の活性化と町民の生活不安を解消し、生活の応援をする。

新型コロナウイルスの影響で休業や業績低下等により低迷する町内業者を支援し、経営持続化を図るです。

事業主体は、福島町です。

事業計画は、地域商品券として1人500円、10枚綴で5,000円を全町民を対象に3,913組と、福島町地域経済持続化助成金として、休業等に係る助成金20万円を17件、売上減を支援するための10万円を14件です。

計画額は、令和2年度単年度で3,000万円で、財源内訳は、国庫支出金が3,000万円です。

以上で、産業課商工観光係の説明を終わります。

続けて、農林系の事業を説明いたします。

資料の12ページをお願いします。

事業計画名、危険木伐採事業費等助成事業です。

政策等の発生源は、対象を危険木とし、意図は、危険木伐採等で町民の生命・財産を守ることです。

事業主体は福島町で、事業計画は危険木と認められた木の所有者が伐採する費用に対する助成です。

事業費は、令和2年度から令和5年度まで各年180万円で、財源内訳は一般財源となっております。

以上で、産業課の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

次に、石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

それでは、引き続き、教育委員会所管の新規で登載されました事業について、ご説明いたします。

政策等調書でご説明いたしますので、14ページをお開き願います。

事業計画名、学校の臨時休業に伴う学習支援及び遠隔事業環境整備事業。

現状の認識は、町立小中学校においては、平成30年度に1人1台のタブレット端末整備が完了しておりますが、各家庭におけるインターネット環境等が整っていないため、学校内での利用のみとなっております。

政策等の発生源で、対象は、福島町立小中学校の全児童生徒。意図は、学校と家庭を繋いだ遠隔事業を実施できる環境を整えます。また、ICT機器を活用した家庭学習を実施することにより、学習内容の深い理解及び家庭学習の定着を図るものでございます。

事業計画は、遠隔事業のための環境整備で99万円、内容は、全小中学校及び教育委員会事務局へのウェブカメラ等の整備でございます。また、インターネット環境がない又は脆弱な環境の家庭へのモバイルルーターの貸与で110万円。学習支援ソフトの導入で490万円。これは小学校1年生から中学校3年生までの5教科すべての学習ができる内容となっております。そして、社会教育施設であります福祉センター、総合体育館のWi-Fi環境整備で210万円となります。

計画が910万円で、全額国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定しております。

以上で、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

説明資料の5ページ、ICポイントの事業費について確認させていただきたいんですけども、総事業費が750万円ということで、それで追加で大きく570万円の増。もし、このコロナ対策の臨時交付金が来なかったら、この570万円というのは商工振興組合が自主財源で出していたんでしょうか。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

このICポイントカードについては、当初、事業費は700万円で、経済産業局の方に補助申請をしていました。それで、経済産業局の方では2分の1の該当になる予定でしたが、不採択という通知が来まして、それで事業展開について色々と協議をしていたところですが、今回の地方創生交付金の方で対応できるということなので、今回、財源の振り分けをして全額国庫交付金になるように申請しております。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

そうしたら元々の180万円というのは、どういう積算なんだろう。その一般財源の180万円というのは。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

元々は産業振興局の補助残額に対する75パーセントの町の補助金という計算をしております。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

9番平野隆雄副議長。

○9番（平野隆雄）

事業費等に変更が生じた事業の5ページの吉岡温泉改修事業のところで、認識的に雨の被害が随分あるという状況が去年から今年の春辺りに続いているんですね。その雨被害の屋根絡みと言いますか、そういう風な改修の事業が出てきていないんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

吉岡温泉の屋根の関係なんですけれども、以前、確か別の何かでもあったと思うんですが、原因がはっきりと分からない状態です。まだ手を付けられない状態にあります。ただ、ここにあるとおり大広間の天井が若干落ちかけている所もあるものですから、そこをまず補修していかないとということで、先はこちらの方を挙げさせていただいております。

○議長（溝部幸基）

9番平野隆雄副議長。

○9番（平野隆雄）

雨の状況が長い間続いているわけですね。あそこの和室の部屋がありますよね。あそこがもう人間の重さで歩けば落ちそうな感じしていますよね。だから、そういう事からして、はっきり原因が分からないというのは、もう何年も前からそういう状況が続いているんでないかなと思うんですが、そして、改修するのか、それとも規模を小さくして新築するのかという時期にもう入っているんでないかなと。毎年こういう補修がかかっていますよね。その点を質疑の中で聞いておきます。

それと、サウナの部分ですね。それは以前に改修した経緯があると思うんですが、それは何年ぐらい前ですか。

○議長（溝部幸基）

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

まず、サウナの方ですが、確か平成26年に1回改修しております。

○議長（溝部幸基）

鳴海青春町長。

○町長（鳴海青春）

今、サウナについては課長の方からお話ししましたが、サウナは定期的に、やはりどうしてもお客さんが汗をかく中で木が腐食するというか、そういった形で弱くなりますので変えてございます。そして、意見交換に近い形でいただいたものについてなんですけれども、従来から温泉の屋根については色々な工法でやらせていただきました。特に大広間については、私も当時担当させていただきました、FRPでやれば完全ではないかということでやりましたけれども、結果的に吉岡地区はやはり千軒の方から来る北風が相当きついで、かなり壁に対するぶつけが多いんだということで、多分その隙間から少し入ってくるのが原因ではないのかなと。ただ、私も当時の建設課長と屋根まで潜りましたけれども、なかなかまたそれがしっかりとした原因なのかということが掴めない状況の中で来てございます。

我々としては、今、温泉については、この秋口に多分、議会の方の調査、常任委員会の中で意見をいただくことになるんだと思ってございますので、それにあたっては、これまでの方向性を少し変える形で提案していきたいという思いをしておりますので、我々としては現状の施設にあまり大きな多額の改修を伴うような投資はしない形で、なんとかお客さんにご迷惑のかからない範囲の中で小破修繕を繰り返しながら、方向性がきっちり決まった段階で予算をいただきながら、新たな展開に踏み出していきたいと思っておりますので、まずはその議論も踏まえながら、今後意見をいただく形になると思いますけれども、現状として、今、本当にお客さんにちょっと迷惑をかけているとか、不便をかけている所について、少し議会の予算をいただきながらやっていくということで、大規模改修はほとんど考えてございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

9番平野隆雄副議長。

○9番（平野隆雄）

施設そのものの恒久化と言いますか、これから先の事を、これはある程度は時間をかけながら常任委員会で経緯を踏んでいきながら、どういう形が良いのかということで、これから先、秋頃には常任委員会があるんでないかなと思いますが、それはそこで話しますけれども、サウナですね。私も2、3日前にたまたま誰も入っていなかったから入ったんですよ。床が剥げるんですよ。あれは無垢の板ですよ。結構な厚みありますよね。それが剥げるという状況。だから、それはもう材質が完全に本来の材質じゃないという状況ですよ。だから、それが5年か6年でそういう状況になるんだろうかという風に思いますよね。確かに汗が出る。それはどこのサウナも一緒ですよ。だから、ちょっとうちの場合は早いのかなという感じがしております。それは色々サウナの材質もあるんでないかという風に感じるんですが、例えばゆとらぎ館、それから松前の温泉にもありますよね。うちのが一番、それだけお客さんが入っているということなのか、ちょっと傷みが早いなという感じがしますけれども、どうでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海青春町長。

○町長（鳴海青春）

私も担当しましたので、その辺に詳しいので、やはり福島温泉の売りはサウナと露天風呂であります。福島温泉のサウナが大変好きだということで入っている方が多いので、私は松前、知内から比べると全然利用頻度が違うと思います。ただ、やはり我々の特徴として、サウナも露天風呂も木を使わせていただいている。特に露天風呂については青森県のヒバ材という形、サウナについても木目なるべく生かして気持ち良く入っていただくということで、やはりそこところが少し定期的に4、5年経つと、いくらきちんと造り得ても、これまでの経過から行きますと大体あの年数が来ると傷んでくるという形になりますので、資金が潤沢にあれば定期的に早めに取り替えてあげれば良いんでしょうけれども、我々もある程

度、4、5年経って本当に駄目だなという形の時に取り替えさせていただいておりますので、若干利用者の方には本当に不便をかけているというのもありますし、私も何度か行って、例えば酷い時はなるべく担当の方に早めに直してあげたらいいんじゃないのかという声をかけてございますので、そこについては今回そういった声も少しいただきましたので、予算をいただきながら直させていただくということで、ご理解をいただきたいなと思っています。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 13時53分）

（再開 13時54分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

工藤泰副町長。

○副町長（工藤泰）

当時、私、担当課長として、それで、この前回直したサウナの時、本来ですとサウナ専用の材質でということもあったんですけども、当時、新たな建て替えなり色んな計画があったので、とりあえず本来のサウナ用の材質でなくて、ちょっと経費も安く上げようという形で若干やって、最低限座る場所を取って床の方は直さないで、また、その当時、新たに新築か改築かというご意見があったので、ある程度、持てるような材質ということでやった経緯でございますので、特にサウナ用の材質はあえて使わなかったというのが現状でございます。

○議長（溝部幸基）

9番平野隆雄副議長。

○9番（平野隆雄）

そう言ってもらえれば、ある程度、なるほどなという風に感じるんです。私もあまりサウナに入らないんですけども、たまたま誰も入っていないくて、どういう風になっているのかなという感じで入って、色もちょっと変わって、触りながら、あれなんか変だなと。剥げてくるような形。なんでだろうなと。今日で3日ぐらい考えましたら、うちの場合はあそこにスポンジを使うわけですよ。それが完全に汗がどこかに漏れていくというかなんとか、下に落ちたりするわけですよ。他のサウナはバスタオルだけで、ちゃんとそれなりに出来たバスタオルも松前にはありますよ。知内は1本の長いやつで、それだとそんなに汗が下に滴るようなものではないと思うんですよ。お客さんが入っている人が拭いたり、もうビチョビチョになる状況であれば、手を伸ばして新しく下に敷くという風なもの。あとは管理する人が汚れたなどと思ったら取り替えると。あとは洗濯かかるだろうけれども、今の部分は洗濯代一切かかりませんよね。だから、そういうものが傷むのに1、2年早いのかなと考えていたんですけども、今、副町長の話の聞くと、なるほどなと。要するに安い物を使ったんだろうなという風に思っておりますので、次の常任委員会か何かでもう少し色々な話をしてみたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

原因は私にもあるので、実は、タオルからスポンジに変えたのは、松前との合併の時に町の財政が苦しいということで、経費節減の中でタオルを毎日洗濯する経費が相当ありましたので、何とか現場と話をして、我々担当の時に少し経費節減ということが今の話に繋がっているのかなと思ってございます。ただ、今、言ったように、多分、議会で大きな議論になりますので、そこの中で方向性をきっちり見い出して、なるべくあまり経費をかけない中で、なんとか利用者そのものも今60,000人ちょっとで、大体毎年同じような形で極端な減りも示してございません。ただ、我々としては、やはり温泉が町民の楽しみでもありますので、そういったことの気持ちの萎えるようなことのないようなサービス提供なり、施設の維持はしていきたいと思っておりますけれども、ただ、先ほど来申し上げましたとおり、あまり過度にかかるようなものまで今の段階では、先ほど副町長の話もありました。多分、当時もそういった議論が進むだろうとい

うことで、そういった事をしたんだと思いますけれども、それが今、中座した形になっていますので、ちょっと私として改めて温泉については、少し前に進むような議論を議会とこの秋、真剣にしていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

9番平野隆雄副議長。

○9番（平野隆雄）

前向きな答弁をいただきましたので、サウナを利用している方はもう根強いものがあるわけですね。旅の人、松前のお客さん達も結構多いです。そういう風なことですから、サウナの床がもうそういう状態ですから、なるべく早く良い形のサウナにして、1日も早くしてほしいという風に要望して終わります。

○議長（溝部幸基）

そのほか意見交換ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第11号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第11号は可決いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 13時59分）

（再開 14時12分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第12号 福島町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第7 議案第12号 福島町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

それでは、議案の9ページをお開きください。

議案第12号 福島町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

福島町過疎地域自立促進市町村計画を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和2年6月22日提出、福島町長。

福島町過疎地域自立促進市町村計画（令和2年6月改定版）ということになります。事業計画期間が平成28年度から令和2年度。今年度をもって終了となるものでございます。

お手元に別冊3があると思いますが、こちらにつきましては、変更後の計画書全文となっております。

議案の10ページから17ページにつきましては、今般の過疎計画の変更前・変更後の対照表となっております。

内容につきましては、議案説明資料でご説明いたしますので、別冊2説明資料の16ページをお開きください。

議案第12号関係、福島町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてでございます。

1、変更の目的についてでございますが、令和元年度のローリング作業等により変更が生じた第5次福島町総合計画と整合性を図ること及び令和2年度当初予算編成において、新たに過疎債の充当を計画した新規事業等が発生したことから、福島町過疎地域自立促進市町村計画を変更するものでございます。

2、変更事業等について。

福島町過疎地域自立促進市町村計画に、次の事業を追加・削除するものでございます。

17ページでございます。

（1）追加する事業についてでございます。

この表の事業名につきましては、過疎地域自立促進市町村計画策定要領に定められた項目が事業名となっております。実際の町の事業の名称につきましては、事業内容に記載しているものでございますので、予めご了解願いたいと思います。

それでは、（1）追加する事業でございます。

自立促進計画の区分が、2の産業の振興で、事業名が（1）基盤整備のうち水産業でございます。事業内容が、水産基盤整備事業でございます。事業主体は、北海道となっております。北海道への負担金を支出するという内容になってございます。

同じく事業名（8）観光又はレクリエーション。事業内容が、両記念館長寿命化調査事業でございます。横綱記念館、青函トンネル記念館等の長寿命化調査となります。事業主体は、福島町でございます。

（9）過疎地域自立促進特別事業。こちらソフト事業となっております。事業内容が、雇用奨励等支援事業。それから、次の段の（10）その他の上段で、チャレンジスピリット応援事業。この2つ、がんばる地元企業応援条例の見直しによりまして、新たに計画登載したものでございます。

（10）その他の中段の福島町特産品PR事業。こちらは、事業主体は福島町となっております。

その下の段、ICポイントカードシステム導入事業。先ほどご説明いたしました、団体の補助金ということで、ICポイントカード導入に係る補助金となっております。事業主体は、その他商業団体ということでございます。

自立促進計画の3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進でございます。事業名が、（1）市町村道のうち道路。事業内容につきましては、町道整備事業。町道吉岡宮の下線の整備。それから、町道館古団地1号線整備ということで、事業主体は福島町でございます。

その下の段が、事業名が町道本町大通り線地すべり対策事業ということで、観測調査を予定しているものでございます。事業主体は、福島町でございます。

自立促進計画4、生活環境の整備。事業名が、（5）消防施設。事業内容、塩釜地区の消火栓の移設事業。道道の整備によって消火栓の移設が生じたためでございます。事業主体は、広域事務組合となっております。

事業名が（6）公営住宅。事業内容が、町営住宅共用照明LED化事業。住宅共用照明のLED化となっております。事業主体は、福島町でございます。

次の段でございます。事業名が町営住宅火災報知器設置事業。火災報知器の設置でございます。事業主体は、福島町でございます。

一番下の段でございますけれども、定住向け町有住宅の整備事業ということで、総合プランの作成、それから基本設計を予定しているものでございます。事業主体は、福島町でございます。

次のページをお願いいたします。

自立促進計画の5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進でございます。事業名が（9）その他で、事業内容は、訪問入浴車購入費助成事業でございます。社会福祉協議会で訪問入浴サービスをやってござ

いますけれども、その際の訪問入浴車両の購入の支援という内容でございます。事業主体は、その他社会福祉法人でございます。

自立促進計画6、医療の確保。事業名が（1）診療施設のうちその他でございます。事業内容につきましては、国民健康保険診療所往診車両の購入事業でございます。往診車両の購入を予定してございます。事業主体は、福島町でございます。

自立促進計画の10、その他の地域の自立促進に関し必要な事項ということで、事業名が（1）過疎地域集落再編整備でございます。事業内容につきましては、U I J ターンの新規就業支援事業。こちら移住支援金の支給ということで、北海道と共同して行っているものでございます。

事業主体は、福島町でございます。

新規に追加する事業につきましては、以上の15件となります。

次に、（2）変更する事業でございます。

自立促進計画2、産業の振興。事業名が（1）基盤整備のうち水産業でございます。事業内容、水産物供給基盤機能保全事業。こちらの2つ目のボツ、マイナス3メートル岸壁、マイナス4.5メートル岸壁改良ほかを追加したものでございます。事業主体は、北海道になります。

自立促進計画4の生活環境の整備。事業名が（4）火葬場。事業内容が、火葬場施設整備事業でございます。こちらにつきましては、当初、屋根の塗装を予定してございましたけれども、そちらの計画を削除したものでございます。

すみません。資料の訂正をお願いいたします。

事業主体が「広域事務組合」となっておりますが、「福島町」でございます。

続きまして、自立促進計画5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進でございます。事業名が（1）高齢者福祉施設のうちその他。事業内容、福祉センター改修事業でございます。こちらにつきましては、耐震化の改修を事業計画してございましたけれども、そちらを削除したものでございます。事業主体は、福島町でございます。

自立促進計画7、教育の振興。事業名が（1）学校教育関連施設のうち校舎。事業内容が、吉岡小学校改修事業ということで、こちら今、屋根改修外となっております。こちらにつきましては、当初、暖房設備、外壁改修、屋上防水改修を予定してございましたけれども、こちらの事業を削除したものでございます。事業主体は、福島町でございます。

事業名が（3）集会施設、体育施設等のうちその他でございます。事業内容は、町民プール改修事業。こちら屋根塗装、ろ過機の改修を予定してございましたけれども、事業の内容を見直しまして、採暖室暖房改修を先行してやるという内容でございます。事業主体は、福島町でございます。

変更する事業につきましては、以上の5件となります。

19ページの（3）削除する事業でございます。削除する事業につきましては、詳細の説明は割愛いたしますけれども、変更の目的にも申し上げました、総合計画のローリング等により計画実施年度を見直したことによりまして、過疎計画期間の令和2年度に実施が見込まれなくなった事業を削除するものでございます。

19ページから20ページの全部で19件の事業でございます。

過疎地域自立促進計画の変更に係る北海道との協議につきましては、3月30日付で意義のない旨の回答を受けているところでございます。

以上で、議案第12号 福島町過疎地域自立促進市町村計画の変更についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。
討議を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。
採決を行います。
お諮りいたします。
議案第12号を決することに賛成の方は起立をお願いします。
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第12号は可決いたしました。

◎議案第13号 令和2年度福島町一般会計補正予算（第3号）

○議長（溝部幸基）

日程第8 議案第13号 令和2年度福島町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、No.1議案の19ページをお開き願います。
議案第13号 令和2年度福島町一般会計補正予算（第3号）。
令和2年度福島町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,469万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億3,481万9千円とする。
第2条で、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。
令和2年6月22日提出、福島町長。
今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業実施に係る追加補正が主なものとなっております。
それでは、補正内容について、ご説明いたしますので、No.2議案説明資料の21ページをお開き願います。
議案第13号関係、第2表地方債補正についてでございます。
起債の目的で、プレミアム付商品券発行事業債は、商品券発行事業を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業としたことから、790万円減額するものであります。
次に、町道月崎2号線局部改良事業債1,140万円の追加は、一般単独事業の地方道路等整備事業債で充当率90パーセント、交付税算入はなしで、事業実施による追加となっております。
次に、町道日向団地6号線整備事業債2,730万円の追加は、過疎対策事業債で充当率100パーセント、交付税参入率が70パーセント、算入方法は元利償還金で、こちらも事業実施による新規追加となっております。
それでは、補正予算について、歳出からご説明いたしますので、24ページをお開きください。
説明につきましては、20万円以上のものについて、ご説明いたしますので、予めご了承願います。
2款総務費、1項6目企画費、事務事業予算名も同様で170万円の追加は、負担金・補助及び交付金の本町町内会コミュニティ助成事業補助金で、一般社団法人自治総合センターが行う本町町内会泰平山改修に係る補助金となっております。

次に、1つ飛んで、13目電子計算費の社会保障・税番号制度システム整備費で、委託料1,111万円の追加は、国外転出者に係るマイナンバーカード等の利用の実現を図ることを目的とした住民基本台帳システム及び戸籍付与システム改修経費の追加で、国が全国一斉に行う国庫補助事業となっております。

次のページの1段目をご覧ください。

3款民生費、1項5目生活支援ハウス管理運営費、事務事業予算名も同様に30万円の追加は、需用費の修繕費で浄化槽水中ポンプ故障による取替等により今後の修繕費に不足が見込まれることからの追加となっております。

次に、2項児童福祉費、3目保育所費、事務事業予算名も同様に107万円の追加は、新型コロナウイルス感染症対策として、AIロボットを活用した検温管理システムを導入し、園児の登園時間や体温などを管理するもので、AIロボット2基と検温測定器1基、非接触型体温計2基を保育所に設置するものがあります。この事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業となっております。

次に、4目学童保育費、事務事業予算名も同様に61万円の追加は、保育所と同様に学童保育にAIロボットと検温測定器をそれぞれ1基ずつ設置し、児童の通所時間や体温などを管理するものであります。こちらも臨時交付金対象事業としております。

次のページをお開きください。

4款衛生費、1項9目温泉健康保養センター管理運営費、事務事業予算名も同様に144万円の追加は、需用費の修繕費で50万円、委託料の温泉補給水管洗浄等委託料で77万円、備品購入費の健康予防器具購入費で17万円の追加となっております。内容といたしましては、送泉ポンプ1号機の修繕等により、今後の修繕費に不足が見込まれるための修繕費の追加と、高温湯と露天風呂への補給水管洗浄の委託料、自動血圧計購入による備品購入費の追加でございます。

次に、吉岡温泉改修事業費で550万円の追加は、経年劣化による男女のサウナ室改修及び脱衣室の換気扇交換と研修室天井の改修等に係る工事費の追加となっております。

次に、2項清掃費、2目広域事務組合費、事務事業予算名も同様に117万1千円の追加は、渡島西部広域事務組合負担金の衛生部門負担金で、人件費やゴミ再生処理施設修繕による追加補正に係る負担金の追加となっております。

なお、この負担金につきましては、5月27日開催の渡島西部広域事務組合第2回臨時会において議決されたものであります。

次に、6款農林水産業費、2項5目治山費の自然災害防止事業費で100万円の追加は、危険木伐採事業費等補助金の追加で、当初見込んでいた伐採費用を大幅に上回る案件もあることから、補助要項を改正し、補助上限を20万円から50万円に引き上げたことによる増額となっております。

次のページになります。

3項水産業費、2目水産振興費の新たな養殖技術の開発による「蝦夷アワビ」ブランド化事業費で93万5千円の追加は、アワビ施設管理棟タンク室の換気改良のため修繕費43万5千円、ふるさと納税等での陸上アワビ販売に係る送料として通信運搬費50万円、それぞれ追加するものであります。

7款商工費、1項2目商工振興費、事務事業予算名も同様に180万円の減額は、福島商工振興組合で実施予定のIC型ポイントカードシステム導入事業を、当初は経済産業省の商店街活性化・観光消費創出事業で予定しておりましたが、不採択となったため、一旦補助金を減額し、このあとご説明します、IC型ポイントカードシステム導入事業費を新たに設けて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業とするために減額するものでございます。

なお、財源内訳の内容ですが、地方債補正で説明しました、プレミアム付商品券発行事業費もこの商工振興費の中に入っておりますので、地方債を790万円減額し、4月会議で補正したプレミアム付商品券上乗せ分220万円とIC型ポイントカードシステム分180万円の一般財源を減額し、いずれも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業として、国庫支出金1,012万円を充当するものであります。

次の地域経済緊急支援事業費は、5月会議で補正した地域商品券発行事業と地域経済持続化対策助成金をこちらも臨時交付金対象事業としたことによる財源繰替となっております。

次に、IC型ポイントカードシステム導入事業費750万円の追加は、ただいまご説明しましたように、新たな事務事業として新設し、改めて臨時交付金対象事業とするものでございます。

次のページをお開きください。

8款土木費、2項2目道路維持費の町道局部改良事業1、270万円の追加は、地方債補正で説明いたしました、町道月崎2号線局部改良工事の新規追加となっております。詳細につきましては、図面により後ほど建設課長からご説明いたします。

次に、4目道路新設改良費の町道整備事業2、740万円の追加は、町道日向団地6号線整備工事費の追加で、こちらについても後ほど建設課長から詳細について説明があります。

次に、4項都市計画費、3目住環境整備費の空家等対策支援事業費320万円の追加は、危険空家応急措置委託料20万円の追加と、空家等除却補助金の申請や相談件数などから5件分300万円を追加するものであります。

次の9款消防費の防災備蓄品整備事業費は、4月会議で補正した消毒液などの備蓄品購入予算を臨時交付金対象事業としたことによる財源繰替でございます。

次に、2目広域事務組合費、事務事業予算名も同様で130万2千円の追加は、渡島西部広域事務組合の消防部門負担金で、衛生部門と同様に5月27日の広域事務組合第2回臨時会において議決された負担金の追加となっております。

次に、10款教育費、1項2目事務局費のALT招致費で24万2千円の追加は、現在、福島中学校におりますALT1名が7月いっぱい任期満了となることから、帰国旅費の追加となっております。

次に、3目教育振興費の学習支援及び遠隔授業環境整備事業費909万円の追加は、こちらも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業で、先ほど石岡教育委員会事務局長が総合計画変更の政策調書でご説明しましたように、小中学生の家庭での遠隔授業等を実現するため、アプリやウェブカメラなどの購入費用の追加となっております。内訳は、委託料の学習支援及び遠隔授業環境整備委託料で589万円、社会施設Wi-Fi整備委託料で210万円、通信機器借上料で110万円の追加となっております。

以上で、歳出の説明を終わります。

引き続き歳入をご説明いたしますので、22ページをお開きください。

歳入について、ご説明いたします。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の2節社会保障・税番号制度システム整備費補助金711万6千円の追加は、歳出総務費の道整備事業に係る補助金であります。

次の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5、683万6千円の追加は、福島町に示された交付限度額を計上して、各種事業に充当するものであります。

次に、1つ飛んで、15款財産収入、2項財産売払収入、3目生産物売払収入300万円の追加は、陸上養殖アワビ売払収入となっております。

次に、17款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で2,039万6千円の減額は、今回の補正に係る財源調整による減額となっております。これにより令和2年度の財政調整基金からの繰入額は2億5,447万9千円となります。

次に、5目公共施設維持保全基金繰入金550万円の追加は、吉岡温泉サウナ室外改修工事費に充当するための繰入となっております。

次に、19款諸収入の雑入で178万円の追加は、本町町内会泰平山改修に係る自治総合センターからの助成金が170万円、学校臨時休業に係る全国学校給食会連合会から補助金が8万円となっております。

20款町債につきましては、第2表地方債補正でご説明しましたので、説明を省略いたします。

以上で、議案第13号 令和2年度福島町一般会計補正予算（第3号）の提案内容について、説明を終わります。

このあと建設課長から図面による説明がありますので、併せてご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 14時39分）

（再開 14時40分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

議案No.1の23ページをお開き願います。

私、先ほど提案で、第2表地方債補正の追加と変更を飛ばしてしまいましたので、再度、ご提案させていただきます。

第2表地方債補正の追加でございます。

起債の目的で、町道月崎2号線局部改良事業債、限度額が1,140万円。次に、町道日向団地6号線整備事業債2,730万円。起債の方法、利率は、ご覧のとおりとなっております。

次の24ページをお開きください。

第2表地方債補正の変更でございます。

起債の目的で、プレミアム付商品券発行事業債、限度額900万円を、補正後110万円とするものでございます。

以上で、追加提案をいたします。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（溝部幸基）

次に、添付資料図面について、説明を求めます。

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

それでは、建設課所管の事業、町道局部改良事業について、説明いたします。

31ページをお開き願います。

工事名、町道月崎2号線局部改良工事です。

普通河川観音橋側に架かるボックスカルバート橋と町道部分との段差を解消する工事となっており、工事範囲は赤い斜線部分となっております。施工延長は59.4メートル。

以上、図面の説明を終わります。

続きまして、32ページをお開きください。

事業名、町道整備事業の説明を図面でいたします。

工事名、町道日向団地6号線整備工事です。国道に平行して走っている日向団地6号線のうち、日向生活館から白符方向に延長191.5メートル、幅員4.4メートルの整備工事を行うものです。

以上、建設課所管の事業内容について、図面の説明を終わります。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

説明資料の26ページのところで、吉岡温泉改修事業費。これはサウナの改修なんですが、サウナだけでなく温泉もそうなんですけれども、今回新型コロナウイルスの対策等はされていたのかお伺いします。

○議長（溝部幸基）

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

温泉はサウナの工事です。それで、コロナウイルスの対策というか、消毒とかはしています。それで、カウンターの所に今よくやっているビニールの物を工房の方でやっているということで、対策としてはそれをやっています。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

次に、29ページの学習支援及び遠隔操作授業整備事業費ですね。ここの部分で遠隔操作で家庭にインターネットがない児童・生徒へモバイルを貸出しすると。モバイルの貸出しは何台になるのか。それと、貸出された方は期限等付けているんですか。返すまでの期限はあるのか。その辺をお伺いします。

○議長（溝部幸基）

石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

モバイルルーターにつきましては、計画上、一応20台を予定しておりまして、期限は今年度という内容でございます。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

私が言っているのは貸出された方ですね。借りた方がいつまでもずっと持っていられるという状況ですか。というのも、今、自費で皆さんモバイルルーターなりWi-Fiなり付けている家庭もございますよね。貸出された方というのは、借りられたら何も自分では整備せずずっと貸出されたまま使えるという状況になるのか。その辺をもう一度お伺いします。

○議長（溝部幸基）

石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

今回は臨時的な措置で、文部科学省の方から全国の第2波に備えて家庭学習を余儀なくされた場合の環境整備を早く市町村でしていただきたいという事の特例措置でございます。それで、令和3年度以降の分につきましては、ほぼWi-Fi環境がある所が多いわけでございますけれども、約20世帯の分につきましては、教育委員会の方からお願いをして、尚且つ生活保護世帯につきましては、本年の5月以降は利用料の部分の加算があると。それで、いわゆる準要保護世帯と私ども言っておりますが、そういった方への支援を令和3年度検討しているところでございます。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

1番花田勇議員。

○1番（花田勇）

アワビの件について、課長に聞きます。ブランド化という構想を持って進めるんだろうと思いますけれども、今、どういう事を考え、どうしてブランド化するのかということを聞きたいと思います。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

現在、販売できる個数が約40,000個くらい、年内で60,000個が販売可能な数量になると考えられております。まず第1弾は、ふるさと納税から進めていきたいと思っております。あと、通信販売、地元での定期的な販売等を考えているところであります。

○議長（溝部幸基）

1番花田勇議員。

○1番（花田勇）

販売方法はそうでしょうけれども、ブランド化ということになると色々あるんだろうと思います。何かブランド化に対する予定というんですか、色んな事を考えているんだろうと思いますけれども、その辺はどうなのでしょう。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 14時48分）

（再開 14時48分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

まず、ブランド化ですけれども、先ほど言ったように、ふるさと納税だったりとか、色々な販売方法はございます。あと、地元の飲食店の方々に提供してもらいたいと思っております。福島に来たらアワビが何かしら食べれる。まだ一部検討中ではありますけれども、各飲食店の方々に試験用、また、以前も試験的に50個を無償提供しておりますが、今回はもっと現実的に店に出せる商品開発だったり、あと地元の水産加工だったりの人達が商品を作ったりするためのアワビの提供を無償でできないかということを検討しているところでございます。

○議長（溝部幸基）

そのほか。

6番杉村志朗議員。

○6番（杉村志朗）

24ページのコミュニティの補助金。それをここで見れば、私の記憶をちょっと確認いたしますけれども、実施主体が本町町内会ということになっていきますよね。ですけれども、これは本来、吉田町の山車でないのかなと。こういう申請の仕方というのは、当然、吉田町の町内会長の方には連絡がついているんですか。どういう経過で、こういう風に挙がってきたのか。

○議長（溝部幸基）

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

コミュニティ助成を受けたいということで、今回、本町町内会の方から申請が挙がってきてございます。その内容を見ますと、今、おっしゃっている隣の吉田町町内会と合同で山車の運行や踊りの披露をしているという内容になってございますので、その団体等の整理につきましては、団体の内部の方で整理されているものだと思っております。

○議長（溝部幸基）

質疑ございませんか。

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

25ページ、保育所と学童に導入するAIロボットとサーモグラフィなんですけれども、実際にネットなんかで調べますと、役割としてはほとんど一緒です。どう違うんでしょうか。

○議長（溝部幸基）

福原貴之町民課長。

○町民課長（福原貴之）

保育所費、また、学童保育所費で提案しておりますAIロボットについては、同様の物です。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

AIロボットは、多分、顔認証の検温システムだと思うんですね。サーモグラフィも要は体温等を可視化して見れるものなんです。だから、別々に導入する意味があるのかということです。今は一体の物もあるわけで、その辺の役割の違いを教えてください。

○議長（溝部幸基）

福原貴之町民課長。

○町民課長（福原貴之）

まず、園児が登園した段階でサーモグラフィによって体温を計る。それが無線でAIロボットの方にデータが行くと。それで、データをAIロボットが管理するという中身になっております。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

もう1点、28ページの空家のところですけども、緊急措置の委託料。1件に対して緊急措置を行うのか、何件かあって緊急措置の予算を付けたのか。

○議長（溝部幸基）

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

これは件数とはとりあえず謳っておりませんので、発生したものに対して20万円であれば1件になりますし、10万円の事項であれば2件になります。上限が20万円ということで、金額の上限となっております。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

当初予算では、そういう緊急措置を想定した予算というのは付けていないんですか。

○議長（溝部幸基）

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

当初予算で同様の予算が20万円計上しておりました。実は、4月に1件そういう事案がありまして、千軒地区でございますけれども、緊急でどうしても建物が崩れてしまって、そこが危険なのでうちの方で重機等で処理させていただきました。それで、今、予算がゼロに近いので、また本当に緊急のものがあつた時には対処する予算が必要だということで、今回補正してございます。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

先ほど温泉とサウナの件でお伺いしたんですけども、コロナ対策として入った所にカーテンみたいなものをしているとか、そういうのは分かるんですね。コロナの時期に他の町村では温泉等閉館なり色々していました。温泉も入れないのが当たり前。でも、福島に関してはずっとやっていたような記憶があります。それと、函館の方で温泉やっていたんですけど、サウナ室だけコロナ対策として閉めていたというのがあると。福島でも今、コロナ対策として温泉のことに對してソーシャルディスタンス的なもの。函館では温泉もそうですし、サウナもソーシャルディスタンスを取っているんですね。要は席を1つずつ空けて座るとするような、こういう対策は取られないんですか。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 14時56分）

（再開 14時56分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

温泉については、色々と各町で対応が分かれるところでもあります。我々としては、しっかり手洗いなり消毒含めて、まず入る前にいずれに対応していただく中で、ある程度整理をさせていただいた。確かにサウナに入ると、多分、最大入ると上が3人、下が3人、横が3人ぐらいですか。密になる可能性はあり

ますけれども、そのところについては、あえて我々としては今回、特段の対策を取らないという形の中で、十分注意をしながら利用者が配慮して温泉を楽しんでいただくということに力点を置きましたので、確かにそういった意見もあるでしょうけれども、結果として、今まで別にそこから感染者が発生したということもありませんので、我々として、その施設自体も特に制限をされている施設ではありませんので、そういった中で十分注意を払いながらやっているという状況であります。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

それと、教育委員会の方の先ほどのモバイルの件です。貸出された方が例えばWi-Fiなり環境を自分で整備するじゃないですか。その都度それは返すという形を取るんですか。というのは、今、現状持っているWi-Fiなりインターネット整備されている方との不公平さが生まれるような気がするんですよね。その辺はどうなんですか。今、貸出された方に、一応自分で付けてくださいよという形を取っているのか。その辺をお伺いします。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

先ほど石岡事務局長からお答えしたんですけれども、再度、私の方から補足も含めまして、お話させていただきます。

この件に関しまして、小中学校で108世帯あるんですけれども、事前にアンケートを取りました。インターネットがある世帯・ない世帯を調べたんですね。それで、ない世帯が約20世帯ということで、20世帯の予算措置をさせていただいたところなんですけれども、我々、そのない世帯というのが、今、藤山議員おっしゃるように、経済的に大変な世帯だとか、あるいは塩釜から向こうに光回線が行っていないでWi-Fiがないんだという方なんだと思っていたんですけれども、実はそうでなくて、経済的に大丈夫な家でもない家庭なんかがあって、ないから貸すということではなくて、やはり月額3千円から5千円かかるわけですから、経済的な不公平感があるだろうということで、今年度については、そういう家庭につきましても、こちらからなるべくお子さんの学習環境の整備のためにWi-Fi整備をお願いしますということでお願いしながらも、経済的に苦しい家庭だとかありますので、今、ない家庭については、今年度3月までについては緊急的に貸出そうと思っております。ですけれども、来年度以降は先ほど石岡局長がお話したように、生活保護世帯にも月額でWi-Fi通信環境を整備するお金が国から出るんですね。それと同様に、経済的に困窮しているであろうというご家庭。我々、準要保護世帯と呼んでおりますけれども、そういうご家庭にも同様なぐらいの助成を来年度は検討してまいりたいなとは思っているんですが、今、藤山議員おっしゃるように、本当に経済的な不公平感がないような制度設計を今後考えていきたいなという風に思っております。それで、モバイルルーターは、今年については3月までという目途を立てております。

○議長（溝部幸基）

1番花田勇議員。

○1番（花田勇）

アワビの件について、もう少し聞きたいと思います。先ほどふるさと納税を主に300万円の売上という報告がありましたけれども、町内の人方、または近隣の人方に販売する場合は生で売るんですか、それとも冷凍物なんですか。

○議長（溝部幸基）

川合力哉課長。

○産業課長（川合力哉）

先ほどのブランド化のところで説明の不足があったところを付け足したいと思いますが、ふるさと納税だったり、通信販売なんかで販売していくことで、福島町には陸上アワビがあるんだということになる。それが1つのブランド化に繋がっていくことだと思います。それと、販売方法ですけれども、活アワビと冷凍アワビの販売方法を考えております。通信販売が主に冷凍アワビ。地元飲食だったり、例えば地元の人が特定の日に欲しいという時には活アワビという風に分けていきたいと思っています。

○議長（溝部幸基）

1 番花田勇議員。

○1 番（花田勇）

今日たまたま私達の昼の弁当の中にアワビが1 個入ってあったんです。それは冷凍物ですか、それとも生ですか。

○議長（溝部幸基）

川合力哉課長。

○産業課長（川合力哉）

試験的にということで、4 月中に福島町の飲食店の方に5 0 個限定で試験用に何か作ってみてくださいということで無料配付しております。多分そのお店だと思うんですけども、その後に生で8 0 個の追加購入をしています。なので、店で冷凍保管していた物だと思います。

○議長（溝部幸基）

1 番花田勇議員。

○1 番（花田勇）

分かりました。あれは大きさから見ると5センチだろうと思いますけれども、まあまあというところだと思います。

それで、次に、温泉のことなんですけれども、福島町は銭湯がないんです。温泉が止まると、年寄からはじめ全町民が困るんですよ。だから、やっぱりできるだけ早く、毎年何百万円、何千万円と温泉の修理にかかっているんですから、あれはいくらかけても直らないと思います。あそこは両サイドが町有地だと思います。あんな大きい物いらないんですから、コンパクトに早めに新築してもらいたいということをお願いして終わります。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

温泉については、本当に町内の中に銭湯がないという形で、従来は吉岡と福島にありましたけど、それがなくなって、以前も我々の方でそういった方々に町の施設であります福祉センターなり、吉岡のセンターがあった時はセンターで入っていただくということです。今回も我々一番重きを置いたのは、やはり銭湯がないという、そういった方々が不便をきたすということで、各町では大分温泉も営業するか、しないかも含めて悩んで情報交換をしておりましたけれども、我々としてはあまり休まない形でしっかりやり切りたいという思いは、まさにそこに銭湯がない人方のためにやっぱり温泉は必要だろうということで、今回やらせていただきました。そういった中で、私が就任する前に温泉の議論。私も就任して、当時の議会の議論、議事録をしっかり読ませていただきました。その中で、議会の判断としては改修・新築の中で、議会の判断としては私の読み切る判断としては新築の方が良いだろうということの結論ではなかったのかなという風に私は考えております。そういった中で、今、この大きさの施設を改修するとなりますと、現在、大広間含めて使われていない所が相当数ありますので、私はやはり改めてこれに大きな、当時の改修費だけでも相当な金額が確か見込まれておりましたので、そこについては現実的ではないのではないのかなと。とすると、当然、新たな感じで議会が判断したような形で、私もこの秋、多分その方向性を基にしてお諮りすることになりますし、当時は確か1 日の入館者が5 0 0 人規模で建設されているんですね。それが今、私がやった頃は2 5 0 人から3 0 0 人という時がありました。お盆・正月を含めると8 0 0 人とかありましたけれども、現在の推移を見させていただくと2 0 0 人を切る状況で、大体1 8 0 人から2 0 0 人の規模で1 日推移しています。当然、お盆・正月・連休は若干ありますけれども、それでも多分5 0 0 人いくか、いかないかということでありますので、私はあえて当時の大きさの規模はいらないんだと思っていますので、大体、今入る人数、2 0 0 人規模が入れるような施設で良いのではないのかなと思っていますし、また、部屋についても、あの当時、健康センターという形の中で知内さんも含め、そういった形が少しブームとは言いませんが、温泉を造るにあたっては色々補助金もいただきましたので、そういったものを上手く活用して造ったと。その代わり、当然、補助金をいただきますと、その目的に合った部屋なりスペースが必要でありますので、若干広めのスペースがあるんだと思っていますので、現在の利用方法を見ますと、従来のように例えば町内会でまとまって温泉に入って昼を食べるとか、そういう光

景も見られませんし、あまり大広間も年に1回の温泉まつりの時は使ってはいますけれども、あそこまで大きさはいらないんだと思っていますので、そういったものをコンパクトにする。洗い場についても、当初の設計図を私見させていただいた時は、確か今の洗い場の他に真ん中にも洗い場があったんですよね。それを取っ払ってしまって、かなり広い洗うスペースがありますので、そういったものを含めると、まだまだ温泉もコンパクトにできるんだと思っていますし、先ほど来言いました魅力的なサウナと露天風呂はあまり変えない形で、中の内を少し変えることによって、まだまだ小さな物を、将来的に維持費がかからない。そうすると、ある程度、湯量も比較的賄える形になるのではないのかなという風に思っていますので、今のような油代もかからないということになるんだと思っています。そういったものを含めて、今秋にしっかり議会の方に我々の考えを示して、なるべく来年度辺りからそういった構想に着手できるような議会・行政含めて結論を導き出して、できれば来年度予算の中で何か一歩進めるような形を取っていきたい。そのように思っています。

○議長（溝部幸基）

そのほか。

6 番杉村志朗議員。

○6 番（杉村志朗）

先ほどのコミュニティですけれども、助成金。これは事業実施主体が本町町内会。本来であれば、そこを管理している町内会の申請になるんだろーと思いますけれども、その辺どうですか。

それと、その改修箇所というのは、どこをどういう風にするんでしょうか。

○議長（溝部幸基）

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

今回、事業主体ということで挙がってきたのが、本町町内会さんの方から挙がってきていましたので、我々、本町町内会さんの方で管理されているのかなという風に思っています。ただ、吉田町町内会さんの方と一緒に山車などを運行されているというのがこれまでであるようですから、例えば共同で管理されていて、その代表として今回、本町町内会さんの方で挙げてきたのかなという風には感じてございます。ここのところは団体さんの方で一定の整理がついているんじゃないのかなという風に思っています。

それで、今回、山車の修理というようなことで、主には車両の土台のフレームの所がもう古くなってきているということで、そこを中心に取り替えて、山車は乗せ換えるというような内容になってございます。それと、太鼓も更新したいという中身でございます。車両のフレームの部分、それに山車を乗せ換えて、太鼓を新しくするという事業の中身になってございます。

○議長（溝部幸基）

そのほか。

5 番川村明雄議員。

○5 番（川村明雄）

25 ページのA I ロボットの件ですけれども、ついこの前、経済福祉常任委員会の中でやり取りした時は、保育所と学童保育に入れるということで2 基だということで、それで学童保育の場合、小さな子供ということになると小学生はどうなんですかという風に聞いたら、学童保育の方は小学校に入るので使おうと思えば使えますということなんだけど、使おうと思えばということは、使わないつもりであれば使わないのか、使うことができるのか。そのあと聞いたら、この新型コロナウイルス対策が終焉した後には学習にも使えるということだから、であれば、小学校に入ってもいいんだなという風に思ったんですけれども、それであれば福島小学校でも使えると。そうしたら、もう1 つの吉岡小学校は使う物がないということであれば、なくてもいいんであればいいんでしょうけれども、それはどうなんですか。教育委員会の方で考えますから、そっちから聞いてくださいということなのか。どっちに聞いたらいいですか。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

このA I ロボットについてなんですけれども、私もその現場に立ち合わせていただいて物を見たんですね。それで、ケビィという物なんですけれども、これの仕様が基本的に保育園児用の作りをしているんで

す。先ほどの木村議員のご質問と被るんですけども、まず、このロボットは顔認証して、誰々さんが来たら、あなた誰々さんですねみたいな感じで喋って、サーモグラフィを撮ったらブルートゥースで結ばれていて、サーモグラフィの温度がそのロボットに記憶されていて、どんどん蓄積されていて1カ月の記録、1年間の記録みたいな形になっていくんですね。それで、教材の方のお話もあったんですけども、それはやはり保育所向けの教材となっております、ちょっと小学生にはそぐわないので、それで小学校にはおかげ様でALTの外国人とかおりますので、そちらの方で英語教育とかはしていきたいという風に思っております、あくまでも保育所、学童用の物であると我々おさえております。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

私、教育長に考えとしてお聞きしたいと思うんですけども、今、先ほどから話題になっております、インターネット環境を整備して貸出したりしておりますが、このタブレット端末を使って、またコロナウイルスの第3波が来たときに学習体制を整えるということなんでしょうけれども、私あまりよく教育関係のことは分からないんですが、例えば北海道教育局から教室を密にしないでやるために、学習環境を整えて授業をなさいます。この内容で言うと、人数を減らした中で登校したということもあるんでしょうけれども、当町の場合、第3波のコロナウイルス感染予防のことが懸念されるということが例えばこれからあった場合、また北海道教育局から同じようなことが通達されて、このタブレット端末を使っただけの授業ということになると思うんですけども、果たして当町の場合、それだけ密な生徒がいるのか、いないのかということなんです。そこまでしなくても、私はこのタブレットは必要でないとは言いませんよ。これは必要だと思います。けれども、北海道教育局から福島小学校なり中学校なり吉岡小学校がそういう授業をなさいと言われた時に、福島町教育委員会として、うちは大丈夫ですという言葉が言えないものなのかどうか。教育長にお聞きしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

平沼議員のご質問にお答えします。今回、2月27日に第1回目の臨時休業をして、4月20日から2回目の臨時休業をしたわけなんですけれども、なかなか特定警戒区域ということで、北海道全域がそういう事に指定されておまして、渡島からも函館市で感染者が出たり、知内町で感染者が出たり、死亡した方も2人ほど出ております。ですから、福島町だけがというのは、なかなか申し上げられない状況にはございまして、平沼議員おっしゃるとおり、道としては20人教室の半分ということで20人ぐらいが適切なんだということを言っておりますけれども、福島町で20人となると中学校の一部ぐらいしか実際にはないわけです。ですけれども、やはり道教委からの通達で全道一律に休業措置を取りなさいという風なことは、これからも十分考えられることとございまして、それに対して福島町だけがというのはなかなか。最終判断は町教委、5人の教育委員で決めることではあるんですけども、それはなかなか申し上げられないのではないかと考えております。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

申し上げられないんじゃないかというのは、誰に対して申し上げられないのか。北海道教育庁に対して、福島町なり他の町が言える環境にないのかと。それだけ教育行政は閉鎖したものなんですか。その辺は教育長としてどうお考えなんですか。私は、子ども達が授業の日数を減らされて、休みもこれから減らされてくる環境がかなり悪いと思いますよ。これから子ども達の生育環境に。それを身を張って、やっぱり我が福島町の教育長は異議を申し立てるぐらいの覚悟があってよろしいんじゃないのかなと思うんですけども、どうですか。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

新米教育長といたしましては、なかなかそこまで勇気がないわけとございまして、町の考え方もござい

ますので、今後、協議しながら対処していきたいなと思っております。

○議長（溝部幸基）

4 番木村隆議員。

○4 番（木村隆）

A I の件なんですけれども、答弁を聞いていますと、体温のデータを取るためという風な教育長の方の答弁もあったんですが、結局、目的がなんなのかがどうもはっきりしないんですよ。導入するのは、これから多分、全国的にもそういう流れになるんじゃないですかね。5月の産経新聞に、東京都の小中学校も全部サーモグラフィ導入するという風にネットの新聞に書かれていましたけれども、ただ、今は先ほど来、保育所型のA Iの検温システムということで、実際に体調が悪かったりとか、俗に言う37.5度以上になったらブザーが鳴るような機械もあるみたいなんですけれども、何を目的として導入しようとしているのか答弁から伝わってこないんですけれども、どうなんでしょう。

○議長（溝部幸基）

福原貴之町民課長。

○町民課長（福原貴之）

説明不足で申し訳ありません。一応、検温することによってデータがサーバーに蓄積されるという部分で、A Iなので学習していただいて、日々の体温管理をロボットで管理していただくと。そういう部分をロボットも感知して、最近の体温より高いねと。そういう状況とかになれば、ロボットですから、今日は体温が高いよという状況とかもお知らせしてくれるということで、まずはその体温管理という部分を主に担当としては考えているところであります。あと、体温が高ければ登園自粛していただくとか、休んでいただくという部分の整理に繋がるのかと思っております。

○議長（溝部幸基）

そのほかございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第13号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第13号は可決いたしました。

◎議案第14号 丸山団地町営住宅（R2棟）建築主体工事請負契約の締結について

○議長（溝部幸基）

日程第9 議案第14号 丸山団地町営住宅（R2棟）建築主体工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、追加議案と追加議案の説明資料をご用意いたします。

はじめに追加議案の１ページになります。

議案第１４号 丸山団地町営住宅（Ｒ２棟）建築主体工事請負契約の締結について。

下記のとおり工事請負契約をするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。

令和２年６月２２日提出、福島町長。

契約の目的につきましては、丸山団地町営住宅（Ｒ２棟）建築主体工事でございます。

契約の方法は指名競争入札で、令和２年６月１７日に執行いたしました。

契約金額は、８，７４５万円でございます。

契約の相手方は、松前郡福島町字白符５６１番地、インテリア小笠原・北村経常建設共同企業体、代表者、有限会社北村建設、代表取締役、北村陽一氏でございます。

入札の状況につきましては、説明資料の１ページで説明しますので、そちらをお願いいたします。

入札状況調により説明いたします。

工期につきましては、令和３年１月２９日までとなっております。

工事概要につきましては、木造平屋建１棟４戸で３ＬＤＫ、延べ面積が２９５．６８平方メートル、建築面積は３０６．０８平方メートルです。

入札書比較価格は７，９９４万円で、予定価格は８，７９３万４千円でございます。予定価格については、事前公表してございます。

次に、入札の参加状況につきましては、２段目の表で、経常建設共同企業体３企業体により入札執行いたしました。

入札の結果、表の上段、インテリア小笠原・北村経常建設共同企業体が落札いたしました。落札金額は記載のとおりで、落札率につきましては９９．４５パーセントでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第１４号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第１４号は可決いたしました。

◎議案第 15 号 美山浄水場前処理施設整備工事請負契約の締結について

○議長（溝部幸基）

日程第 10 議案第 15 号 美山浄水場前処理施設整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、追加議案の 3 ページをお開き願います。

議案第 15 号 美山浄水場前処理施設整備工事請負契約の締結について。

下記のとおり工事請負契約をするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 22 日提出、福島町長。

契約の目的につきましては、美山浄水場前処理施設整備工事でございます。

契約の方法は指名競争入札で、令和 2 年 6 月 17 日に執行いたしました。

契約金額は、1 億 5,565 万円でございます。

契約の相手方は、松前郡福島町字月崎 318 番地の 1、石岡・金澤・小鹿特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社石岡組、代表取締役、石岡眞氏でございます。

入札の状況につきましては、説明資料の 2 ページで説明しますので、そちらをお願いいたします。

入札状況調により説明いたします。

工期につきましては、令和 3 年 3 月 12 日までとなっております。

工事概要につきましては、建屋が鉄筋コンクリート造、延べ床面積が 25.28 平方メートル。設備が高速砂ろ過装置及び付帯設備一式となっております。

入札書比較価格は 1 億 4,305 万円で、予定価格は 1 億 5,735 万 5 千円でございます。予定価格については、事前公表してございます。

次に、入札の参加状況につきましては、2 段目の表で特定建設工事共同企業体 2 企業体により入札執行いたしました。

入札の結果、表の上段、石岡・金澤・小鹿特定建設工事共同企業体が落札いたしました。落札金額は記載のとおりで、落札率につきましては 98.92 パーセントでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第15号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第15号は可決いたしました。

◎発委第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（溝部幸基）

日程第11 発委第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番川村明雄総務教育常任委員長。

○5番（川村明雄）

それでは、議会提出議案の1ページをお開きください。

発委第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記の議案を福島町議会会議条例の規定により提出いたします。

2ページです。

予め議案を配布しておりますので、意見書は主な内容を説明しますので、ご了解ください。

いま地方自治体には、医療・介護などの社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多様化・複雑化した行政需要への対応が求められておりますが、近年多発している大規模災害や新型コロナウイルス感染症対策など、多くの緊急課題にも直面しております。政府の「骨太方針2018」では、令和3年度まで地方の一般財源総額については、平成30年度地方財政計画の水準を下回らないよう確保するとされております。

実際に令和2年度地方財政計画の一般財源総額は過去最高水準となりましたが、人口減少・超高齢化等の社会保障費関連をはじめ、さらなる地方財政の充実・強化が求められております。

このため、令和3年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、1、社会保障、防災、人口減少対策、新型コロナウイルス感染症対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これらに柔軟に対応し得る地方一般財源総額の確保を図ること。2、とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関連予算の確保及び地方財政措置を的確に行うことなど、9項目にわたる対策が必要であると考え、地方自治法第99条の規定に基づき、内閣総理大臣ほか関係者に意見書を提出しようとするものです。

なお、本意見書は5月14日開催の総務教育常任委員会で審議し、全会一致で提出していることを申し添えます。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

発委第1号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第1号は可決いたしました。

◎発委第2号 教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の超勤・多忙化解消の実現に向けた意見書の提出について

○議長（溝部幸基）

日程第12 発委第2号 教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の超勤・多忙化解消の実現に向けた意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番川村明雄総務教育常任委員長。

○5番（川村明雄）

それでは、議会提出議案の4ページをお開きください。

発委第2号 教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の超勤・多忙化解消の実現に向けた意見書の提出について。

上記の議案を福島町議会会議条例の規定により提出いたします。

5ページです。

意見書は、主な内容を説明しますので、ご了解ください。

義務教育費国庫負担率が平成18年に1／2から1／3になったことで、期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などが顕著になっております。文部科学省は、学校における働き方改革や複雑化、困難化する教育課題に対応するため、令和2年度概算要求において4,235人の教職員の定数増を求めましたが、実質的な改善数は1,726人とどまりました。子ども達へのきめ細やかな教育のためにも、教職員定数の抜本的改善、教職員の超勤・多忙化解消に向け、国の責任による「学校づくり」が必要と考えます。

また、新型コロナウイルス対策による経済停滞等、様々な理由で進学・就学を断念せざるを得ない子どもが増加しており、その解消に向けた各種対策が求められていることから、これら諸課題解消のために、義務教育費を無償とすること、住む地域に関係なく子ども達の教育を保障するための予算確保・拡充。就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化などについての対策が必要であると考え、地方自治法第99条の規定に基づき、衆議院議長ほか関係者に意見書を提出しようとするものであります。

なお、本意見書は、5月14日開催の総務教育常任委員会で審議し、全会一致で提出していることを申し添えます。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

発委第2号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第2号は可決いたしました。

◎発委第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（溝部幸基）

日程第13 発委第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7番藤山大経済福祉常任委員会副委員長。

○7番（藤山大）

それでは、議会提出議案の6ページをお開きください。

発委第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記の議案を福島町議会会議条例の規定により提出します。

7ページをお願いします。

意見書は、主な内容を説明しますので、ご理解ください。

北海道の森林は全国の森林面積の4分の1を占め、国土の保全や地球温暖化の防止、林産物の普及等、多面的な機能を発揮しております。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大に大きく貢献するものであり、当町においても、間伐等の森林整備や路網の整備など、さまざまな取り組みを進めております。

今後とも計画的な間伐や伐採後の着実な事業実施に基づき、林業・木材産業の成長、充実・強化するため、次の3点について、意見書を提出するものであります。

なお、2点目の森林の間伐等の実施に関する特別措置法の延長につきましては、時限立法として設立している特別措置法が今年度が最終年度となっているため、今後の着実な間伐や植物等の実施のための地方債の特例措置継続を要望する内容となっております。

以上、地方自治法第99条の規定により関係者に提出するものであります。

なお、本意見書は、6月8日開催の経済福祉常任委員会で審議し、全会一致で提出していること、又、

北海道議会において第2回定例会で採択予定とのことであります。

以上で、説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

発委第3号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第3号は可決いたしました。

◎発委第4号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について

○議長（溝部幸基）

日程第14 発委第4号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番川村明雄総務教育常任委員長。

○5番（川村明雄）

それでは、議会提出議案追加の1ページをお開きください。

発委第4号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について。

上記の議案を福島町議会会議条例の規定により提出します。

2ページをお願いいたします。

意見書の主な内容を説明しますので、ご了解ください。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た平成29年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が国連で採択されました。

条約は、開発、生産、実験、威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっております。

また、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示すと同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっております。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

現在、禁止条約調印国は、アジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の81か国、批准国は37か国となり、条約発効に必要な批准条件である50か国の3分の2を数えました。

日本政府に被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣と外務大臣に意見書を提出いたします。

なお、本意見書は、6月16日開催の総務教育常任委員会で審議し、全会一致で提出していることを申し添えます。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

発委第4号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第4号は可決いたしました。

◎発委第5号 新型コロナウイルス対策にかかる地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（溝部幸基）

日程第15 発委第5号 新型コロナウイルス対策にかかる地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番 川村明雄総務教育常任委員長。

○5番（川村明雄）

それでは、議会提出議案追加の3ページをお開きください。

発委第5号 新型コロナウイルス対策にかかる地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記の議案を福島町議会会議条例の規定により提出します。

4 ページです。

意見書は、主な内容を説明しますので、ご了解ください。

いま地方自治体では、新たに発生・拡大している新型コロナウイルス感染症対策として、地域住民に対して緊急を要する課題に直面しています。

新型コロナウイルス感染症は、未だ収束の目処は見通せないどころか長期化が予想される状況になっております。このため、各自治体では住民の命と生活を守るために感染拡大防止対策や地域経済対策、雇用対策など、様々な対策が取られております。

4 月 30 日及び 6 月 12 日に成立した国の補正予算において、「地方創生臨時交付金」等一定の対策は成立しましたが、全国各自治体が必要とする財政需要に到底対応できるような規模には至っておりません。2 次・3 次感染と長期化が予想されることから、国の責任においてさらなる追加予算措置を含めた地方財政の充実・強化が求められております。

このため、新型コロナウイルス対策にかかる地方財政の検討にあたっては、1、市町村を対象とした地方創生臨時交付金の総額を大幅に増額すること。

2、各自治体の実績に応じた実効性ある対策が講じられるよう、国の対策に伴い地方負担が生じる場合には、確実に交付金の対象とするなど、柔軟に活用できる自由度の高い制度とすること。

3、都道府県を対象とした緊急包括支援交付金についても、総額の増額など、地域に必要な医療提供体制を整備するための措置を講じること。

以上、3 点について、地方自治法第 99 条の規定に基づき、内閣総理大臣ほか関係者に提出しようとするものであります。

なお、本意見書は、6 月 16 日開催の総務教育常任委員会で審議し、全会一致で提出していることを申し添えます。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

発委第 5 号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第 5 号は可決いたしました。

◎休 会 の 議 決

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

本6月会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしましたので、会議条例第10条の規定により、令和2年度定例会を休会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認めます。

令和2年度定例会は、本日で休会することに決定いたしました。

◎休 会 宣 告

○議長（溝部幸基）

これで本日の会議を閉じます。

どうもご苦勞様でした。

（休会 15時50分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 花 田 勇

署 名 議 員 平 沼 昌 平